

袴田事件——死刑判決（有罪認定）は今や維持し難い！

斎藤 信治

- 一 疑いのない事件か
- 二 クリ小刀一本凶器説は確かなのか
- 三 犯行「動機」もおかしい
- 四 他の者に「動機」はあり得ないか
- 五 どういう家に、どんな具合に、「侵入した」というのか
- 六 奇怪な「黒革財布」が出てきたのだが……
- 七 次は「事故郵便物」が出てきた！
- 八 真犯人の影は別にある
- 九 「何を」奪ったのか、本当に「奪われた」のか
- 一〇 パジャマは、証拠とされたが、弱かった
- 一一 そこで、出て来たのが「確証」の五点衣類だが、問題が多過ぎる！
- 一二 使われた油はどれだったのか？
- 一三 犯行時刻と犯行時間も大いに問題だ
- 一四 問題大ありの自白とその後
- 一五 袴田はどう書いてきたのか

袴田事件——死刑判決（有罪認定）は今や維持し難い！（斎藤）

- 一六 捜査の不正・疑惑などが多過ぎる！
一七 強過ぎる検察の公正軽視は冤罪を生む！

昭和四一年六月の二九日夜から、ないしは（確定判決によれば）同三〇日の午前一時過ぎ頃から、同二時過ぎにかけて、静岡県清水市横砂の味噌会社（合資会社こがね味噌橋本藤作商店）の専務（藤作社長の息子）一家四人（専務の橋本藤雄、妻のちよ子、次女の扶示子、息子の雅一朗。以下、「専務」「次女」等と記載。一般に敬称略）が滅多刺しにされた上に焼かれて惨殺された住居侵入・強盗殺人・放火被告事件で、従業員だった袴田巖（同じく敬称略）が一審で死刑判決を受け、控訴も上告も棄却されて、確定しているが、この袴田事件には謎が多く、平成二六年三月二七日に、第二次再審請求を受けて静岡地裁が再審開始（また、死刑及び拘置の執行停止）を決定した（判時三三五号一一三頁。袴田は四八年振りに釈放された）ものの、検察側の即時抗告があり、現在、東京高裁に舞台を移して、再審開始（あるいは、有罪判断維持）の当否が争われている。

本稿は、第一次的に歴史的眞実に関心を抱く立場から、（法解釈の問題ではなく）事実認定の問題として本件を検討し、敬愛する一種同志の廣瀬さんの霊に捧げる。なお、DNA鑑定の関係は近時検討が進められているが（たとえば、米田泰邦・法律時報二〇一四年一〇月号一一二頁以下、押田・再審一四八頁以下参照。本稿での文献の略記については、本稿末尾の文献欄参照）、小生には少なくとも当面難解に過ぎるし、本件につき結論を出す上で不可欠とも思われないことから、詳論はしていない。

一 疑いのない事件か

1 裁判官の常識

本件では、一審を担当した裁判官の一人（熊本典道氏）が後に有罪認定に反対しながら死刑判決を起草させられたこと、袴田は無罪とされなければならないこと、を公表し、話題を呼んでいる（基本的に、矢澤四九頁以下。熊本元判事の關係については、特に、文獻欄中の尾形氏、山平氏の各ノンフィクション参照。なお、熊本氏に非はなく、むしろ功績があり、ちなみに、学問的業績もある）。とはいえ、一・二審、上告審とも、死刑を妥当としており、一見、それほど問題があるのか、と思われそうな感がある。この点で、とりわけ特記に値するのは、次の事情であろう。多くの無罪判決を残し著名な渡部保夫氏が、『無罪の発見』という重厚な誤判研究書も著し（一九九二年）、「刑事裁判官にとって一番大きな仕事は無罪の発見である——岩田誠——」こと、「有罪方向の証拠はしばしば誇張された形で存在することが多く、その反面、無罪方向の証拠はいろいろな証拠の陰に隠れて存在することが多いこと、……探索的な態度で無罪の発見に努める必要があること、……全ての証拠が法廷に現れたり又は全ての証拠の欠陥が法廷で暴露されるとは限らないこと、従って、確実な証拠がない限り、『疑わしきは被告人の利益に』の原則に忠実な態度をとる必要があること」を強調しており（同書の内扉とあとがき）、この故渡部氏が上告審段階で調査官として袴田事件を担当し、同僚の「木谷さん、この事件は有罪ですよ。もしこれが無罪だったら、私は首を差し出します」と語ったそうである（木谷九一頁。五点衣類のカラー写真だけでも開示されていたら、渡部氏の心証は異なっただろう、と推測しておられる）。実際、二審

判決（裁判長は、堅実派として著名な横川敏雄）は、恐ろしいことに、読む者の殆ど全てが渡部氏と同感になりそうなほど、まず完璧な有罪立証の観を呈している（検察・警察のお膳立てであつてか、致命的な問題や警察不正の疑惑など微塵も感じさせない）。なお、渡部氏の簡潔な別著『刑事裁判ものがたり』は、日弁連財団（理事長高橋宏志教授）による（木谷氏の有益な解説を追加した）復刻の榮譽に浴している（二〇一四年）。

2 奇怪な「火刑台」？

しかし、問題は大有りなのだ。先ず注目すべきことに、既に滅多刺しにされた（が、まだ生きていたとされる）次女は、検証調書にあるように、元々はピアノ室（かつては長女が使っていたが、四、五年前からは次女の寝室）の高さ二メートルの鴨居に掛っていたのを下ろした長方形の額の上にうつ伏せにさせられ、額の下には、勉強部屋の洋服ダンスの中にあつた汚れた女性下着やマツチ等をつっ込んだ形で、「火刑」に処せられた——言い換えれば、「火刑台」に乗せられた——ような状況を呈している（山本二六五頁以下、高杉二四頁以下、二八二頁参照。なお、弁三二頁、斎藤準之助ら五一丁以下〔なお、「忘れました」「聞いてません」「知りません」「わかりません」と見事に逃げられたが、長女に辛辣な尋問、安倍九三頁以下）。一つの問題として、果たして、会社従業員に過ぎない袴田が被害者宅それも家族部屋の内情にそれほど精通していそうか。被害者宅の食堂は、袴田ら寮に泊まっている者も利用する社員食堂を兼ねていたが、次女の寝室にもなっているピアノ室や子供の勉強部屋は、むしろ性格が異なろう。なお、検証調書を読むと、洋服ダンスに物色の形跡は窺われず、物色するまでもなく、中に汚れた女性下着のあることを知っている者が、取り出し、額の下に突っ込んだものらしい（山本七四、二六八頁も参照。もちろん、次女自身が取り出す筈もない。

また、長女は洋服ダンスは次女が使っていたと説明するが、長女の説明によっても、当時、勉強部屋を使っていたのは息子で、次女の勉強机も布団もピアノ室にあった。もう一つの問題として、専務の一七歳の次女を袴田が特に——しかも、惨殺せねばおかないという程に——恨んでいたという事情でも、一体あるのか。以上の二つの問題のいずれも、積極に解する根拠は何ら無いと思われるが、そうとすれば、既にこの点だけからしても、袴田を犯人とみることはかなり疑問のように思われる。

また、袴田の自白は、この「火刑」台にふれず（浜田二九一頁、弁三三頁）、むしろ、この客観的事実を否定するものになっており（山本二四二、二六三頁、高杉六四、六五、二六二、二八二頁参照）、それ自体だけをとつても、真犯人ならば当然知っている筈の事実を知らないことを物語る自白、すなわち「無知の暴露」⁽²⁾に近く、少なくとも、真犯人か深刻に疑問視させる契機たり得るものだろう（弁三三頁以下）。

更に、「無知の暴露」そのものとされるのは、次女を刺した所についての自供である（浜田二八七頁以下、二九〇頁以下。援用、弁二二〇頁）。つまり、袴田は、次女を、その死体が横たわっていた場所で、何回もメチャクチャに突刺した、と述べているが、死体から離れたところに、かなり大きな血痕が三つも付着した掛け布団があったから、そこそが突き刺した場所であるのに、袴田はそのことを知っていないようだ、というのである。確かに、一概に断定はできないが、この点でも、真犯人とはやや認めにくいようである。

(1) 一部には、額は「下ろした」のではなく、「落下した」のだ、との見方もあり（ネット上の記事「告発 袴田巖さんは無実です」『真相解明』の「マニユアル」等々を書いている kaakari こと、金澤忻二氏。衣紋掛けに掛けられていた次女の外出着に火が付けれられ、炎で額の吊り紐が焼き切れたと推理）、また、「うつ伏せにさせられた」のではなく、仰向けから自力で寝

返りをうって「うつ伏せになった」、そして、刺された場所から自分で一メートル余り（救いを求め）動いて（何かの拍子で落ちていた）額の上に乗った、といった理解もある（浜田二九〇頁以下。なお、弁二二〇頁）。ただ、金澤氏は「パンティの二枚がある意味は分らない」というが、これらは勉強部屋内の——検証調書によると、検証時間っていた——洋服ダンスの引出しの中から取り出され、額の下に入れられたものと窺われよう（山本二六七頁以下）。とすれば、額も犯人が「火刑」のためにピアノの椅子に乗って下ろした可能性が高かるう。ピアノは、別居の長女も（妹・弟らの不在時に）来て弾いていた。掛かっていた額の下は大きなピアノであり、衝突等「何らかの拍子」による落下も考えにくい。浜田氏の寝返り・移動説は、上野正吉鑑定人（判時一八七九号三四頁以下、高杉二五八頁以下、二六二頁以下）の「十分起き上がる力があつた」との証言に依拠しているが、どうであろうか。袴田は、次女の「刺切創は、右側頸部から右乳房部にわたり四個、左乳房を中心に五個の合計九個の刺創があるとなつている。して見ると、仰向けの際に右刺切創を受けたことになる。右九個の刺創を被つた後に於いて……自力でうつ伏せになる可能性は皆無であるう。であるならば、何者かによつて……（うつ）伏せにされたと考える外はないのであります」と述べている（上告趣意書四八丁以下）。傷は致命的な上、次女らは逃げてもいないし防御創も何らなく（山本四〇四頁以下、安倍八八頁以下参照、特に手は拘束されていたと思われるので、救いを求めて自分でうつ伏せになり火刑台に進み乗つたとは考え難いように思われる。

なお、二審判決六一丁以下は、「生理中であれば布団の傍に生理用パンティを置いたまま寝ることも十分に考えられる。現に（？）、扶子使用（？）のタンスの中には同女のものと思われる汚れた生理用パンティが多数入れられていた（前示春田作成の検証調書）。額等が落ちていのは受傷の前後に何らかの動きがあつて壁に掛けられていた額が落ちたためと思われる。現に（？）隣家の小川荘作は被害者宅の方からドシンドシンという物音およびこれに続いて物が畳の上にくずれるようなガラガラという音を聞いている（同人の右各調書）。」と判示している。しかし、前記「火刑台」的状况は、「布団の傍に生理用パンティを置いた」だけの状況とは、全くかけ離れており、余りに好い加減な判示といわざるを得ない。単に「額等が落ちてい」とだけ捉えているのは浅薄だし、「等」は、後ろでは出ていないのも粗雑だが、何を考えたのか。パンティ・マツチなどは、明らかに、次女を焼くために「差し入れられている」のであり、殊にパンティは勉強部屋内の洋服ダンスから移されていると見られ、単に（理由もなく）「落ちてい」にとどまるものではなかるう。更に、額が落ちているだけでなく、瀕死の次女の体が、滅多刺しにされた場所（血痕付着の布団）から移動し、かつ、額の上に乗っており、しかも、胸等を刺

された時の仰向けからうつ伏せに変わっているのを、どう理解するのか。些か注意散漫、考え不足ではないか。

(2) この「無知の暴露」は浜田氏の価値ある創見・ネーミングのようである(弁一一八頁以下参照)。なお、浜田鑑定は、従来からの「秘密の暴露」の有無にも注意する(袴田には無しとする)のは勿論、「二つの仮説」——供述者は真犯人だという仮説に加え、供述者は無実だという仮説——を設定したとき、いずれの仮説が、より良く、供述状況を説明するか、も検討しており、参考になる(なお、守屋、指宿)。

二 クリ小刀一本凶器説は確かなのか

1 極めて異様な傷

むごたらしい四遺体の傷は、全て、唯一の凶器とされたクリ小刀で出来るものなのか。これも本件における核心的な問題であるが、たとえば、次女の頭左前部の(うつ伏せのため、後頭部からの撃ち抜きはともかく、落下物による発生は考え難い)スリ鉢状の大きな傷穴(矢澤二二八頁以下は、「頑丈な作りの、刃巾の広い刃長の鋭利な刃物でえぐったような傷跡に見える」とし、安倍二〇四頁は、「ハンマーなどの円形鈍器の末端によって形成されたことは明らか」とする)、また、専務の鼻筋の正確に真ん中で、偶然によるものとは考え難い傷穴と(そこから少し傾いた接射で銃弾や発射ガス「爆風」が入れば、損傷・破裂を来しそうな位置にある)口内左歯茎部分と周辺の大きな欠損は(鑑定書に添付の両顔写真 II KENJUN (金澤忻二氏ネット記事「告発2 袴田巖さんは無実です」中の写真参照)、それぞれ、クリ小刀なんかで出来るものなのか。それだ出来ると思う人など殆どいまい! しかも、こんな極めて異様な傷を、二人とも負っているのは、単なる偶然とは考え難い。以上のことだけでも、クリ小刀一本凶器説に立った有罪認定は、維持し得ないのではないか。

ちなみに、法医学書の銃創の部分——たとえば、山本郁男編『法医裁判化学』（第三版、一九九八年）六〇頁以下、四方一郎ほか編『現代の法医学』（第二版増補、一九八九年）六七頁以下、上野正吉『新法医学』（第九版、一九七七年）五九、八五―八六頁、的場梁次ほか編『死体検案ハンドブック』（第三版、二〇一四年）七一頁以下——を開いてみると「これか!」とも思われるのだが、二人共、減多刺しされたのみでなく、「キミたちは確かに死んでいるか? 万一にも俺たちが犯人だと告げるのではないよう（告げられたら、俺たち、間違ひなく死刑だから）、確實・迅速に死んで（ともかく、脳は破壊させて）もらおう」などと、頭部銃撃もされて（そのため二人に上記傷が出来て）いる疑いは、一体、否定し切れるだろうか。解剖が杜撰で（押田一四四頁。なお、弁護八三頁以下）、その辺りをきちんと説明していないのは（岩瀬・後掲の拙レビュー参照）、クリ小刀一本凶器説には役立たず、逆に矛盾事実が浮上するのを避けたかったからか（後にふれる「黒革財布」の不正な扱いを連想させる）。解明不十分のツケを被告人側に回すことは許されまい。

次女と専務の各銃創らしくも思われる上記の顔面傷穴についても、袴田が真犯人なら、幾分なりとも説明できそうなものだ。

2 鑑定医

上記解剖を行った鈴木俊次は、明白な犯罪死体であるにも拘わらず、法医学の専門家ではない古くからの（従って、警察に親密な）囑託医という殆どただの医師で（岩瀬六六頁以下、岩瀬・法医学者二〇二頁、上野正彦『法医学で何がわかるか』（二〇一五年）一六四、一八七頁も参照）、警察の鑑識課員を「助手にして」やったというのであり、その鑑定書の作成は、既に警察が袴田犯人説で固まった後になっている（一）が、なお、この囑託医は、もう二つ重大な関与も

なしている。一つは後の「二三」に譲るが、もう一つは、一家惨殺・放火の犯行に関係があるのかが問題となった袴田の左手中指の傷について、本人が消火活動に協力中に、屋根から落ち（裏付は、山本二四一頁、矢澤一五二頁）、トタンか何かで切った、と申し立てており、診療に当たった医師も、どういふもので切ったかというところ、「やはり、鋭いものじゃなさそうでした」、「ナイフとか、かみそりのような鋭利さではなかったと思います。傷の性状、皮膚の状態からです」と診察しているのに対して、警察から協力を要請された上記嘱託医が改めて診察し、「何かトタンなんかというより、もつと刃物とか、あるいはガラスのかけらとか、というような、もつと鋭いもので切れたんじゃないか、と思いました」と、警察の（袴田は専務にクリ小刀を奪われそうになった際にそれで負傷したのだという）見方に同調している（批判的考察を含め、山本二三四頁以下、矢澤一五一頁、斎藤準之助ら六七丁以下）。もつとも、その見方には、鈴木完夫らも賛同しており、これが多数派だ、特に鈴木俊次の言うことは重い（一）などと二審判決はいうが（五〇丁以下。なお、袴田のいうことが細かくは終始一貫していなくても、何の不思議もないと思われるのに、信用できないとする。一寸した傷など、いつ出来たか精確には分からないことは、多くの人が経験している）、少なくとも鈴木完夫も（冤罪と思われる丸正事件でも有罪説を支えている（拙稿・丸正一一・二号四五一頁以下、特に四七二頁以下、なお、弁三四頁参照）県警幹部の一人（矢澤一三五頁）である。警察の関係者や要請を受けた（かも知れない）者の「多数」で決めるのは危険極まりない（弁護二四頁以下参照）。むしろ、この点に関しては、生死を賭けた格闘として刃物を奪い合ったものならば、傷跡は、そのような程度の僅かなものにとどまるとは考え難く、もつと深刻・多数のものになる筈だろう、との弁護団（弁九〇頁、秋山一〇三頁以下、一九六頁）や袴田（上告趣意書三五丁以下）の指摘の方が説得的のように思われる。

確定（二審）判決などは、「凶器」はチャチな「クリ小刀」一本とし、袴田一人がこれ一本で、屈強な専務を初めと

する四大家族を、誰一人として、怒声・悲鳴も上げさせず、逃走もさせないよう、完全制圧しつつ、全員を滅多刺しにしたのであり、この点だけでも既に、眉唾ものである（弁二二、四六頁など）。なお、「あり得ないことではない」という考え方に逃避し続けることは、「疑わしきは、被告人の利益に」の鉄則と調和し難い。

3 鑑定意見の対立

また、クリ小刀を本件に恰好の成傷凶器とするなどの複数鑑定もある一方、傷の一部は、より長い刃物（とくに、より細くもある凶器。例、槍のような刃物）でないとは出来ないととの複数鑑定（別に、クリ小刀での肋骨切断・犯行は至難なことを示す鑑定・豚刺突実験報告）もある（弁一五八頁以下、一六一頁以下）。これらの排斥が、少なくとも、「合理的疑い」の無視なしに、果たして可能であろうか。台所の包丁が事件後見当たらないのも（弁護六〇頁以下、弁四四頁以下）、弁護団指摘のように、実に示唆的のようである。更に、ネット記事の中には、遺体写真等から銃創をも疑う向き（特に、Kamada氏）もある（関連して、「刺創を見たら銃創を疑え」、有矢無刃器による刺創と銃創とは間違われ易い、斜めに射入されると楕円形を呈する、しばしば射出口は線状で刺創・切創様を呈する、などと指摘の文献も多い。例、岩瀬・法医学者五三、五四頁、佐藤喜宣『臨床法医学テキスト』（第二版、二〇二二年）八六、八八頁、渡辺博司ほか『死体の視かた』（新訂版、二〇一〇年）一一〇、一一八頁、福島弘文『法医学』（第二版、二〇〇九年）五九頁）。

とりわけ、後者の鑑定人の中には、足利幼女殺人事件や東電OL殺人事件でその鑑定が無視されたため無罪決着が大幅に遅れてしまった模様の押田茂實教授も含まれており（押田一二頁以下、一一八頁以下、一二八頁以下参照。なお、足利事件の関係で、併せ、二〇一四年一月二九日朝日夕刊）、こうした権威者の意見は、「被害者ら・袴田の型の血液の付着

した、ズボンの共布と元同僚従業員の証言により袴田のものと断定できる、五点衣類」といった「有罪の確証」が（味噌漬衣類具合実験や一方のDNA鑑定などにより）崩れた今日だけに、軽視できまい。

4 重要諸点

更に、以下の諸点も極めて重要だ。クリ小刀は、一般には、木工細工などに使われ、味噌工場職人も、味噌タンクが木製の頃に用いたというが、本件クリ小刀は、刃先が欠けた状態で発見され、刃渡り一二センチほどで、鏝も目釘も付いておらず、威嚇・闘争向きでない（専務は大柄で自称柔道二段だし、枕元近くに、護身用か洋傘も置いて在った。専務の息子も、袴田より長身だ。妻・次女も、少なくとも隣人等に助けを求めよう）。遺体内から刃先は見付かっておらず、火災で折れる筈もなく、折れた物が売買される訳もないし（確かな売却証言もない）、袴田が事件前に折れるほど使ったとも想定し得ず、なお、袴田が犯人なら、刃先欠損についても語りそうなもの、「秘密の暴露」があっても良さそうなものだし、刃先が欠損していたら、四人をその——一部は厚手ともいう——衣類の上から、あれほど減多刺しにできたか（弁一八六頁）、も問題だ（袴田の上告趣意、なお、被害者らの服装等につき、山本二四二頁以下、二四九頁、参照）。遺体の鑑定人らも、先端の欠けた刃物による傷跡は見受けられず、また、そのような刃物で人体を刺すときは「相当な力がある」とか、専務・次女の傷は、刃物の先端が「折損していない状態でないといけないと思います」とか、述べており（弁一六二、一八七頁、本件クリ小刀とは別の凶器が用いられた可能性が高そうだ。更に、強弱自在のパンチのある袴田が（威力が限られている一方、無用に専務家族を傷付けかねない）クリ小刀などに頼るとも考え難いし（山平一二頁以下〔輪島功一〕、高杉四五頁参照）、同室者などに見られる恐れも強いベビータグダンスの一番上の引出しにそれを保管して

いた（山本二二三頁）というのも随分と妙に思われる、など疑問が——驚くほど——多過ぎる。

このクリ小刀は、本当に「凶器」だったのか、まして「主要・唯一の凶器」だったのか、甚だ疑わしいのだ。強盗で四人も殺し放火もした重大犯罪を既に自白しているのに、クリ小刀の入手・目的・保管等に関し些末なウソを再三ついているのも、袴田が犯人なら理解し難いことだ（浜田一五五頁以下）。また、自身が店で僅か三か月前に買ったとされ（山本二二三頁参照）、唯一の凶器とされる血塗れのクリ小刀を、隠滅するどころか、次女の遺体の足元付近という最も目立つ所に放置したというのも、結構な話だが、怪しい。真犯人らが、自分に（も）疑いを受ける危険を感じれば、その疑いを受けないよう、ないし、他に転ずべく、工作することは、極めて自然なことで、被害者宅の内外の工場側に落ちていたガマ口や二つの布小袋に目を向ければ自然と工場寮にも目が向いたように（後述「九」）、クリ小刀も、疑惑を他に転ずる工作だった可能性は高いように思われる。

そんなことは考えない捜査陣の、せっぱ詰まっただの不正工作の影も窺われそうだ。袴田によると、「調書を取った調官……と被告人が……誰を刺した時に刃物の尖端が欠けたかということを知らなかつた、即ち、犯人ではない者同士が集まって調書をデッチ上げ……クリ小刀の尖端が、いつどこで欠けたかというこの様子が明記されていないのであります。……吉村検事の命を受けて、岩本広夫刑事が被害者宅土間に据えられていた机の抽斗のふち、側面、抽斗の裏面まで、クリ小刀の先で抉り開けようと作意（作為）したことを一寸、私に漏らしました。岩本刑事は、吉村検事と松本刑事の思惑通りに右机に偽証（ママ）工作を成し（為し）、その後には於いて被告人が抽斗のふちを抉ったという調書をデッチ上げ虚構したのであります。吉村検事は、右の不当な行為を自分がやらせていながら、原審（ママ）に於いて、右土間に在った机の抽斗のふちを被告人が、クリ小刀で抉ったから、本件クリ小刀の尖端が欠けたのだ、

などと白々しくも主張しました。」というのである（上告趣意書六四丁以下。ちなみに、弁一六二頁）。

三 犯行「動機」もおかしい

動機についての自白でも、相対的には説得的で同情・理解も得られ易い（親・子供との）同居資金ほしさという、確定判決で認定された自白が先に出ず、最初は、専務の妻と肉體関係があつて云々という、荒唐無稽で、悪印象も与えるような自白がなされたのは、真犯人とすれば、理解し難い（浜田二二八頁以下、一三一頁以下参照）。

そもそも、アパート借り資金ほしさに、一か月ほどの連続入金予定待ち（山本二〇九頁以下参照）、前借り相談（木下一八頁等）、せいぜい窃盗ならともかく、強盗、更に恩義ある専務（ら）を殺害する気になった、という筋書は（暴力的前歴もなく）説得力に乏しい。だから、捜査官は、大事件に相応しい動機として肉體関係絡みの特別の動機を先ず想定したのでらう（浜田三二三頁）。しかし、これは、判決認定の「母・子と）三人で住むアパートの資金欲しさ」での犯行という筋書の不自然さと、捜査官の誘導振りとを、如実に示す。

しかも、「三人で住むアパートの資金欲しさ」という「動機」も、実は成立しないのだ！ すなわち、①事件の一か月ほど前に、父親が脳卒中で障害者になってしまい、母親がその夫に構わず、子（袴田）や孫と三人で暮らすことは不可能になっていた（浜田二二八、一四五頁、山本二一〇頁以下。「三人で住む話自体確定的なものではなく、近い将来三人で住む可能性は依然残っていたと思われる」等³の二審認定は苦しい）。さらに、②事件前に袴田に嫁候補（M女。誤った捜査・起訴がなければ、同女と袴田は幸せな結婚をしていた可能性もあったかも知れず、八海事件の木下六子と阿藤の結婚破綻を連想させる。

齋藤・八海一・二号七八八頁、八〇〇頁以下参照)が浮上し(しかし、結婚を前提に住まい探しに入るには早過ぎ)、益々、三人で暮らす見込みはなくなっていた(もともと、母親が袴田や孫と三人で暮らすという話も、「袴田の嫁が決まるまで」という条件付だった)、のである(浜田二七頁、一四四頁以下)。これで、「三人で暮らすアパートの敷金等に充てるカネ欲しさ」という最後の犯行動機とされたものも、消失し、動機は全然立たなくなったのだ!

放火の目的・動機も問題だ。自白では、単に火事で死んだように見せかける(殺害を隠蔽する)ためだったとされているが(山本二五八頁参照)、放火によつて四人滅多刺しや油使用の痕跡まで確實・完全に消せると誤解・確信するのは、やや考え難いのではないか。むしろ、次女に対する関係を中心に、焼き殺す等の恨みを晴らす意図(少なくとも、その併存)が窺われそうだ。となれば、袴田を犯人視することは困難だろう。

(3) 二審判決五七丁以下は、本命の「動機」が実質崩れてしまったことから、穴埋めに、雑多な動機要素として、むしろ、順法精神の強さや合法的対処姿勢を窺わせるような事実(息子の養育費の「預かってくれている」実家への支払、入質、給与前借り)、聞いたと証言されているが、本当に強盗盗などを考えていれば却つて冗談にも言えないような発言(「ゼニ儲けしなきゃ、冗談話とはいえ(?!)」「松下幸之助を襲えばカネが取れる」、専務の持ち帰る金袋の中味を聞いたうえで「結構入っているじゃないか、一発殴りや、のびてしまふ」(これについては、袴田の上告趣意書八八丁が、かなり説得的に反論)、疑わしい事実(賭け事が好き(これに対し、山本一四三頁)、「他の男に走り、実子の面倒も見ない」(別れた妻にカネを渡すことも考えていたのではないかと窺われる点)などを羅列しているが、説得的とは思われず、むしろ、冤罪招来の危険が感じられる(齋藤六頁以下も参照)。

四 他の者に「動機」はあり得ないか

他方で、注目されるのは、検証調査に明らかな、専務の大変なカネ持ちぶりである（山本三六頁、七四頁以下、八二、八五頁、高杉五八、一三三頁など参照）。余程会社が儲かっているようだ。このことは専務の女遊びも含む豪遊ぶりからも（山本七七頁以下）、明らかだ。しかし、これは、周囲等に目立つことになる。とりわけ、經理等に携わり、殆どカネ余りともいふべき内情を知る者には、大きな誘惑にもなり得る。現に、少なくとも、（事件後、遠く地方に移り住んだ）經理係は会社のカネを使い込んだりして、遊興・賭博に耽り、しかも暴力団とも関わり、支払も求められていたといふのだ（山本三六七頁。なお、同七八頁以下、八〇頁以下、八八頁以下、安倍九七頁以下、疑問もあるが、Kandari氏ネット記事「真犯人が動き出した…『真相解明』のマニユアル。死の連鎖」等）。事件を起こすような「動機」が想定され易いのは、むしろ、こちらの方ではないのか。しかも、暴力団は、恰好のカネづるには執着し、遵法精神は至って乏しく、時によっては酷く強引な上に、拳銃も持っているのが普通だし、中には、拳銃発射音を消す（抑える）サイレンサー（サプレッサー）まで輸入していたりする（ネット記事）から、事は深刻である。

ところで、検証写真を見ると、被害者宅の表のシャッターの内側上部にあるブレーカーが落ちていたが、この点につき、「消防の必要上の切断でない」とすれば、犯行前後に専務の自宅内部に詳しい者が、これらを切断したことになる」と指摘する向きもある（矢澤一〇〇頁）。漏電火災ではないから、犯人らが安全に逃げ去り隠れられるよう、照明と殺害発覚を少しでも遅らせようとした親族の工作かと疑われよう（なお、長女は、当夜、旅行から帰り被害者宅に寄ったが、

確かに父のいつもと同じような声は聞いたものの、シャッターには鍵が掛かっており開けてもらえなかったし〔犯人は裏口・工場（寮）側から侵入し殺害等と示唆？〕、時間も午後一〇時一〇分頃（ないし一一時頃）と遅かったので、そのまま安心して〔工場の横の〕祖父母宅に戻った、旨証言しているが、裏付けは別になく、疑問は複数ある。いずれにせよ、現場至近にはいたという訳だ。山本九一頁以下参照。また、袴田が獄中から姉に宛てた手紙の中で、「刑事の直感的なものが逆目に出ると、とんでもない方向へ走らざるを得なくなる」とした上、本件殺害状況、とくに非常に多くの刺傷や油を使った放火からみて、「犯人は華奢な女のような人物」と断定し、また、その人物に近いところに、「本件被害者が死んで将来において大きく儲かる者」の存在を想定しているのも（矢澤一九一頁、一九九頁以下参照）、また、その後、上告趣意書中で、後に「六」〔七〕でふれる黒革財布・事故郵便物を念頭に、「現金をあっちこっちに出現させたことから考えても、本件真犯人は金銭的に裕福な者であることは明白であり」、「盗みに侵入したところで見付かってしまえば、暗（闇）に乗じて逃げて帰るのが盗人の常道である」から、本件は、「捜査陣が考えているような強盗殺人放火ではなく、怨恨による殺人放火か、あるいは、……会社乗っ取りの目的を持った専務一家の殺人放火であったのだ」、自身については、「私のような者でも人の子であり、又、親でもある。人は全て尊ぶことで生きて来た。殺人などというものができるとは、私のできぬのだ」、と述べているのも（二〇五、一〇六丁）、いずれも注目されよう。

更に、根拠等は定かでないものの、「焼け跡の現場からは、数千万円の預金通帳が無くなっているのである。だから、社長の橋本藤作さんが「市ちゃん、もつと金があったはずだが……」と、経理課長の市川さんに聞いていた。」といったネット情報もある（kanakin氏「真犯人が動いた 真相解明のマニユアル」参照。もつとも、kanakin氏の情報がどこまで確かかは、不明。内部事情等に通じているようなところもある一方、中には、誤りと思われる部分や到底信じ難い部分もある

が、むしろ、関係者らの「死の連鎖」を思い自らの命の危険を感じてわざと部分的に煙幕を張った可能性もありそう。長女が、カネ持ち専務の唯一の相続人として「何不自由なく暮らせ」そんなところ、長女が名を出し渋りつつ「さん」付けの税理士や長女らの新経営陣の下で会社が傾き、吸収されて、（人によっては好都合なことに）姿を消すと共に、長女も（遺産の多くを、防いだり訴えたりもできず、むしろ取られたのか）すっかり落ちぶれている様子なのも（週刊新潮二〇一四年四月一〇日号三三頁参照）、気になる。また、被害者ら四人と（すぐ近くの祖父母宅に）別居していて一人だけ難を逃れ、袴田釈放の翌日に遺体で見つかった、この長女については、「除け者にされているような気がしました」旨の（家庭教師の）指摘も紹介され（山本八七頁）、事件当時、家族四人の住む「家が……まだ燃えている途中、……帰りました。……何時頃消えたか知りません。家族は当然、蔵の方に逃げていると思いましたが、あとで全部死んでいるということとを人から聞いてびっくりしました」と述べたこと（普通の家族愛？「惨殺されていた」ことへの驚愕は？）、長女は高校二年の時に好きな男ができ、学校に行かなくなつた原因は、恋愛より負傷ではないのか？、父に勘当され、祖父母宅に引き取られたとの話もあり、本人は「弟とのふざけ喧嘩で腰を悪くしたので、日当たりの良い祖父母宅に移っただけである」旨証言しており（父母等との間に深刻な問題があった訳ではないと言いたいようだ）、高校中退は事実である（山本八六頁以下も参照）こと、長女は事件前に従業員と付き合っていることがバレて父に叱られたらしいともされ、その従業員は会社を辞めたが、二人は事件後結婚していること、長女は「年を追うごとに精神的に不安定になつていったようで……独り言を口に行っているのをよく見ましたし、立ち止まって地面をジーンと見つめていることもあった」こと等々も伝えられる（週刊新潮・上掲号三三頁以下）。無実を訴えてきた袴田の「明るさ」（高杉三三五頁）と対照的のよう。六三歳の時に長女は「私は今でも、袴田が有罪、死刑と思つている。死刑囚として刑務

所に入ってもらいたい」と語ったそうだ（金澤氏引用の二〇一〇年二月一七日読売）。執行を求めるではないのか。長女が事件以来ときおり精神が不安定になり、晩年は、独り言をつぶやき、誰か見えない相手に「あんたたち、もう死んでるんだから、付いて来ちゃダメよ！」などと話しかけていたという情報も（週刊文春二〇一四年四月一〇日号一四九頁）、やや気になるところだ。

これまでに引用した諸文献の指摘・記事も併せ考慮すると、袴田犯人視は一つの仮説に過ぎず、他の仮説として、付き合っていた会社従業員との仲を父（専務）に引き裂かれ、（その父または弟に）怪我也負わされ、高校中退に追い込まれ（あるいは、更に）家庭教師も取り上げられ（妻は、下の二人の子供を特に可愛がって、二人には人一倍教育熱心で、家庭教師も付けているのに、長女には、当初は別として、付けていなかったらしい〔家庭教師の証言、森田政司調査部長の捜査報告書〕）、酷な別居を強いられていた一九歳の長女が、後に生まれてきた次女・長男だけが父・母の溺愛の対象に変わって、もいる状況下、絶望・嫉妬・恨みに囚われ、そうした彼女を助けるという口実の下、これを支配し、クーデター的に唯一の相続人に仕立て、寄生・収奪した人物達がいたのではないか（時効はとくに成立）、といった類の仮説もまた成り立ちそうである（ただし、あくまで、もう一つの、ただの仮説としてのみ想定するにとどまる）。

背景の一つには、長女の父（実権を握る専務）と祖父（社長）との不幸な確執もあったようである（山本八五頁以下参照）、記録（長女の八月五日付証言調書）によれば、父が長女に付けた戸籍名（昌子）を祖父が悪いといわばケチを付け、産まれると直ちに別名（佳世子）を付けていて、外では前者の名前で通り、普通は家では後者の名前で通っていた、というような事実もあったとされる（ごく一部には、あるう事か、社長をも何程か疑う向きもあるらしい。事件当夜、袴田のアドバイスを証言すべき同室者が頼まれて社長宅に泊まっていたこと、黒幕に一種適役と見なされたこと、にもよろうが、根拠不十

分)。長女も、祖父母の愛だけでなく、父母の愛が（もっと）欲しかったのではないか（なお、一九五〇年三月静岡県で、一七歳が、母と祖父が弟ばかり可愛がると嫉妬し、三人の毒殺を図った事件もあった）。

五 どういう家に、どんな具合に、「侵入した」というのか

侵入の対象・方法なども問題だ。そもそも、袴田には盗みの動機を見出すことが難しいこと、前述した通りであるが、まして、殊更、戸締り厳重な専務宅を狙うとは考え難い。しかし、あくまで袴田を犯人とするため、袴田は木登り・屋根伝いなど忍者のような方法で侵入したのだとされる（矢澤八九頁以下に、捜査員による半ば実演等の写真付で詳しく）。おまけに、いずれも大切な証拠品という訳で、袴田による凶行の確証だされた五点衣類を（わざわざ）パジャマから着替えて、それだけでも蒸し暑くなりそうなふう（全部身に付け、その上に、従業員犯行説に役立つ会社支給のゴムの雨合羽も着た（当の雨合羽は、その下にあった、焼けたり泥水をかぶったりした無数のガラス片からみても、本当は消火・放水時の活動で誰かが着た物に過ぎないと思われる上に、着れば更に暑苦しく、動きにくく、木登りも困難で、音もし、従業員と気付かれ、甚だ不都合でも、着た））ことにし（山本五〇頁以下、二二三、三一八頁、弁八六頁など参照）、袴田が事前に購入していたとの証言（後に撤回されており、そもそも証言取得に問題があったらしいのだが）ありと称するクリ小刀も（大変でも）携えて、なお、むしろ、黙殺されている感すらあるが、木登りなどには絶対的に不向きと思われるゴム草履を履いて（弁八六頁以下）、木登り（等）して侵入したというのである（袴田の上告趣意は「現実的になし得ない」「到底無理」と指摘）。しかも、家族四人就寝中の住居に侵入・物色等すれば気付かれる恐れが強ばかりでなく、盗みを働く場としては

余りに（賄付き住込み工場に直結）至近で、他の住込者や当直者に気付かれる恐れも結構あり、他の家とは異なり、顔・声も知られ発覚・失職の危険も顕著で、柔道二段ともいう（やや）巨漢の専務らに逮捕・通報される恐れも強い筈なのに、専務宅を、専務の在宅も覚悟で（専務が月四・五回程度出張で外泊するときは、事務所のカレンダーに予め記載され、従業員には皆分かるようになっていた、と袴田の上告趣意にある）、狙うなど、むしろ常識外・非現実的と思われるのだ。

なお、専務には可愛がられ恩義もあり（山本一四五頁、一五五頁以下、二四八頁、弁護士六頁、安倍三頁以下（ただし、「事件当夜」は誤読か）、一一二頁以下参照）、その家に盗みに入るとは考えにくいし、袴田が上告趣意中で、「本件被害者の人達と、私共寮で生活していた者は、毎日食事の際は、右被害者宅の食堂で食物を分ち合うようにして食べる生活を続けていました。勿論、本件被害者の方も同席して食事が済まされていました。このように家族同様に暮らしていたものが、何としても、狂ったと仮定しても、私が専務宅に盗みに入る訳がないのであります」と書いているのも（一九丁）、参考になろう。

六 奇怪な「黒革財布」が出てきたのだが……

が、更に大問題があった。すなわち、袴田に奪い去られたと称する約八万円とほぼ同額の現金が入っている——しかも、本件火災見舞いに対する社長名義の投函前札状も入っており、明らかに被害会社関係者のものである——黒革財布（矢澤一三五頁以下、高杉一一二頁以下、二〇七頁以下、山本三六一頁以下、安倍二一六頁以下参照）が、事件からまだ間もない頃（二週間足らず後に）、遺失物として届けられ、当時（平均月収の何倍かの）大金だったにも拘わらず遺失の届

がなく、強盗の架空性と真犯人への繋がりも当然想定されるのに、袴田は遺失者でなく彼の有罪立証には無用というので、ウヤマヤ・秘密扱いにされ、関係書類も廃棄されている。遺憾なことに、公正に捜査を尽くす気などないらしい（斎藤準之助ら四二丁以下）。

七 次は「事故郵便物」が出てきた！

そんな問題の後（二か月ほど経って）出てきたのが、「事故郵便物」である（山本三〇〇頁以下、高杉一四六頁以下、矢澤一四五頁以下）。すなわち、袴田が本当にカネを奪ったと証明できるかの問題に警察が苦慮していた折、確かに、袴田が奪った紙幣の大半を女（社員旅行の際に寝たというM女）に預けていて、二枚には女が「イワオ」と書き（袴田の名！）、「ミンコウバノボクノカバンノナカニシラズニアッタ ツミトウナ」と書いた便箋（そんなメモで罪を免れ得る筈はなく、逆効果は誰の目にも明白で、ナンセンス！）と共に、これら紙幣を、盗品保管罪に問われるのを恐れ（素人女が専門知識？）匿名で地元警察署に宛てた、と思わせるような（切手が貼っていない）事故郵便物が出て来たのだ。これは、（稚拙な）工作を思わせる（袴田が盗んだとは思われないが、仮に盗んだとしても、却ってリスクを冒して、事情を知らない者に、まして、結婚の可能性も考えているような女性に、預けるとは考え難い。見合い話とも絡み、預かったかの問題もある（弁護一八六頁以下）。女は警察に聞き込み・取調べ、家宅搜索・別件逮捕勾留等までされ、窮余（弁護一八九頁以下参照）やむなく取り引きし、工作に協力か（山本二九六頁以下も参照）。法廷では、さすがに袴田を犯人に仕立てたくはなかったのか、預かったことや関与を否定）。警察に直接は届かないよう切手は貼らず、「第三者」の郵便関係者が焼け焦げ紙幣を発見し、本件（強盗殺人後に

放火」との関連を印象づけられて警察に届け出るよう、仕組んだようだが（後にふれる、血染め「五点衣類」出現の場合と同様だ。弁五七頁）、放火してから盗ろうというのでは、火災の危険に曝され、落ちていてカネを探すことも困難で、燃えて盗れない恐れも大きく、焼け焦げた紙幣などを盗つても使えそうにないから、不自然だ（当然、当局自身の筋書にも合わない）。それでも、ことごとく紙幣番号部分が焼けていたのは、番号から被害品でないと暴露される危険を避けようとしたものか（特定の紙幣（被告人らの家族が所持していた紙幣）が本当に強盗殺人の被害品が、先行の八海事件でも問題になったことは、専門家には知られていよう）。しかし、一八枚も揃って番号部分が焼けているのは、火災で焼けたにしては余りに不自然で、本物の被害品とは考え難く（斎藤準之助二八丁）、この点からも、「袴田による金員奪取」の証拠たり得ないばかりか、不正工作を窺わせよう（再審開始決定も、疑問・疑惑の数々を指摘し、「ねつ造の疑いさえもある」と評価せざるを得ない。この紙幣や便箋の存在が、Z₁（＝袴田）の犯人性を裏付ける証拠と評価することはできないことは明らかである」とする）。

ちなみに、袴田の供述は、「事故郵便物」中の札の番号部分がみな焼失している事実につき、一言も語っておらず、真犯人でないため説明できないものと窺われる、とされる（浜田二七〇頁）。当然奇妙に感じられそうな事実なのに、不思議にも捜査官がこの点を袴田に質した形跡もないとすれば、捜査官に躊躇でもあるのか。番号部分を焼いたのは、火事でも、返して貰い使う気があったという袴田でもなく、警察に届けようという者でもなさそうだ（弁一〇五頁も、「番号を焼いた者は……札が贓品ではないことが判明することを恐れた可能性が大きい」と指摘する）。

もっとも、袴田が「強取した現金のうち五万円をM女さん宅に持って行って預けた」旨自白した後に、ほぼ同額の現金の入っている（M女が困って警察に届けようとしたかの）「事故郵便物」が発見されたのは、真犯人だけが知って

るような事実の自供で、後の客観的事実により真実と確証されたもの、すなわち、「秘密の暴露」に近いように見え、実際、一審判決（五三丁以下）はその種の評価をしているし（実は、預けたと疑い自白させているから、的外れ。斎藤準の助ら三四丁）、二審判決（四二丁）は、更に、奪われたとされたカネの集金人の供述する札種・枚数と事故郵便物中のカネのそれとがほぼ合致することを「単なる偶然とは考えにくい」とした（浜田二四九頁以下、二六二頁以下参照）。あるいは、関係捜査官は、疚しさに気を取られ、袴田の「一部取り出し」を忘れて、概ね札種・枚数を揃えた積りだったのでないか。金額も、「出来過ぎ」を避けて七〇〇円余計にし（浜田二六七頁は、真犯人なら知らない筈がない事実を知らないことを物語る自供、すなわち、「無知の暴露」とみる）、あるいは、残っていた五万円「位」を預けたことにして（浜田二六一頁等）、概ね合うようにした積りか。なお、この種の——冤罪回避の関心はない一方での——調整・証拠工作（なお、浜田二七一頁以下）に没頭し、慣れると、感覚が麻痺し、（犯人処罰確保のつもりでの）本格的な証拠捏造（なお、秋山一六九頁、守屋二頁、高杉二八九頁、斎藤一五頁等）まで、あと数歩に過ぎない（悪名高い静岡の紅林麻雄の影響？ 山平二四頁以下、尾形六一頁以下、木下一頁、弁護士二六、三二頁、矢澤六二頁以下、拙稿・丸正三・四号二九頁、四五頁以下、拙稿・松川三九九頁、ウイキペディア参照）、との感もある。

しかし、この「事故郵便物」は、前記のように、工作と思われるのだ。上記の札種・枚数がほぼ一致する（二審判決）というのも、表面だけで、上記「一部取り出し」自白を考慮すると、指摘されているように、「ほぼ一致する」どころか、「明らかに合致しない」（浜田二五九頁以下、特に二六八頁以下参照。なお、矢澤一四六頁以下、山本三〇二頁以下、〔疑問な仮定の部分もあるが〕弁一〇三頁以下）。何とか一つは「秘密の暴露」を偽装しようとして、間違えたか。これにより、「事故郵便物」が工作である可能性は更に強まった（なお、弁護士四一頁。ただ、「強要した」というより、「偽造した」とみる）。

八 真犯人の影は別にある

他方、真犯人の影は別にある。とりわけ、目覚めていた至近の隣人も悲鳴、怒声、銃声等を聞いていない事實は、複数犯人による被害者らの——おそらく、(消音器付)拳銃も突き付け、猿ぐつわ・(後ろ手に縛る)紐等も使つての——完全制圧を窺わせるほか、複数の来客が、被害者宅を就寝前に訪ね、冷菓でもてなされた後、険悪な態度に豹変し、通報されそうになり電話を引きちぎったかの形跡が残されているのだ(高杉七一頁以下(多人数の手練の来客が列車の轟音に紛れて一挙に制圧・凶行?)、一二二頁、一三〇頁以下、高杉・権力二六七頁以下、二七一頁以下、山本二二頁以下、二四六頁以下、二五〇頁以下、三八九頁以下、三九四頁以下、矢澤五九頁、九六頁以下、弁護五〇頁以下、弁一二頁、三〇頁以下、四二頁以下など参照)。更に、先に動機に関連して論及した経理係(事件後、北海道に去ったという。)や関わりのあつた暴力団などの問題(なお、安倍九七頁以下、袴田三四頁)のほか、後にもふれるが、何者か(旅行から帰つて一旦被害者宅に立寄り父親である専務の声を聞き、火災の途中で、「工場・寮と同様く近く近いところにある」祖父母宅に戻つていたと述べている長女か、誰か)によつて、消火後に、夜具入れの中の布団の間から、甚吉袋が引き出され、その甚吉袋の中から、三つの布小袋が取り出され、うち、二つは、袴田らが寝泊まりしている工場寮側に置かれた(残る一つの布小袋については、中身は、直接または結局、例の「黒革財布」の中に、空になった袋は手提げ籠の中に、それぞれ移された)らしき形跡も窺われるのである(なお、先述のように、プレーカーが落とされていたのも又、工作かと疑われよう)。

九 「何を」奪ったのか、本当に「奪われた」のか

1 ドジな物取り？ 落ち着き払った専務夫人？

袴田は、住居侵入・強盗殺人・放火の罪を犯したと認定されているが、では、一体、何を奪ったとされているか、というと、三つの布小袋（集金袋、金袋）だとされている。つまり、被害者宅の夜具入れの中の布団の隙間に保管してあった甚吉袋というやや大きな袋の中に、九個の布小袋（集金袋、金袋）が入れてあったが、そのうち、三個が持ち出され、そのうちの二個は裏木戸の外や近くに落ちており、一個だけが見当たらなかったため、袴田がその袋三個を奪い、うち二個はうっかり落とし忘れたものの、一個だけは持ち去ったと認定されているのである。では、より具体的に、どのようにして、その三袋を奪ったのか、というと、袴田が自白したように、専務の妻が、甚吉袋をそのまま丸ごと差し出さず、わざわざ手数をかけ、開けた上、三袋だけを取り出して投げやり、袴田はそれらを拾い、奪った、なお、明言外ながら、専務の妻は甚吉袋はまた元の場所（夜具入れ・布団の中）にきちんと戻しておいた（実際、元の場所にあった）、というのだ。

しかし、そのような妻の行為は、一家被殺進行中の極限的緊迫時だけに、極めて考え難いことであり、また、物取りが折角得たカネを大半落としていくドジも珍し過ぎるし（山本六二、六六、六九、三二〇、三七〇頁、弁一八頁、弁護三三〇頁以下は、集金袋は火事場泥棒が盗み落としたものかとみるよう。ただ、弁四八頁以下は、犯人でも火事場泥棒でもない者〔警察？〕による作為を疑うよう）、五点衣類を着用しズボンもはいていたのなら、そのポケットにねじ込んでおけば、

簡単に落とすこともなさそうであり（山本三一九頁）、血の付いた両手で掴んだ（自白）にしては小袋が血塗れでないのも変なこと（山本二五五頁）や、二個の小袋は火災・消防放水後に持ち出されたい（焼けたような跡があったり、ひどく濡れていたりの）形跡をとどめていること（山本五七頁以下、弁四九頁参照）も併せ考えると、これらが工場寮側にあったのは、強盗の遺留というより、火災・消火活動後の工作であり、何もしなければ向けられる長女（ら）への疑いの目を寮宿泊者に転ずる工作ではないかと思われる。ガマ口が、専務の遺体の近くで裏木戸のすぐ近くに落ちていたのと同様だ。当然目が向く遺体の目の先にはガマ口があり、その直前の裏木戸から外に出ると、すぐ布小袋の一つが落ちていて、その近く・先にもう一つ落ちており、その先には（東海道線のレールを挟んで）、工場の寮があつて、順次、自然に推理されるというか、実は誘導される訳だ（となると、先にもふれたが、遺体の近くに放置されたクリ小刀も、実は、真犯人らが疑惑を他に転ずるための工作である可能性が高そうだ）。だとすると、最後の一袋も、——これは、カネだけ取り出し、袋はその付近に捨てた（それで、多分焼失したろう）、旨、袴田に自白させているが（山本二六三頁以下参照）⁽⁴⁾、もちろん、強盗が持ち去つたものではなさそうに思われる。

2 ある推測

推測すれば、その三つの布小袋は女か男が取り出し、二つは裏木戸側に置くとともに、もう一つは、中身を問題の前（二六）記「黒革（黒皮）財布」に（少なくとも、結局は）移し、空になった袋は、目立たないように、（甚吉袋の隣の手提げ籠に移した、とも考えられそうだ（細部までは一致する訳でないにしても、山本六六頁以下、七四頁以下、二七一頁以下、

三一九頁、三六八頁以下参照)。なお、この黒革財布の持主が大きな謎だが、検証時に表八畳間隣の夜具入れにあった手提げ籠の中に、別物か、黒革財布が入っており(山本七五頁)、検証調書によると、黒革財布は大型二つ折りで三点もあつたが(ただ、一点は破れており、在中品なし)、それらは、生き残つた家族(唯一の相続人)の手に入り、或いは更に、知合いに譲られた可能性もあろうか(両財布とも写真は残っているよう)。

ところで、甚吉袋の方は火災後に引き出された形跡があり(山本六五頁)、その在処を知っていたのは、既に引き出せなかつた筈の専務・妻のみ(浜田二四四頁)でなく、(袴田らは、もしかしたら、知っていたかも知れない)旨(袴田逮捕の一〇日後)検事に供述している)長女も概ね知っていたようだ(山本六二頁以下、六六頁以下参照)。

3 「無知の暴露」

この点に関連して、重大な「無知の暴露」が指摘されている。すなわち、特に、

(一) 袴田の、「甚吉袋を」奪つた旨の——甚吉袋の絵も描き添えた——(九月七日付岩本調書の)供述、及び、その後の「誤解していた。甚吉袋の中には、複数の小さな布袋に小分けしてカネが入っているとは知らず、じかにカネが入っているものと思ひ込んでいた」旨の供述がそれだ、というのである(浜田三三三頁以下、特に二四四頁以下。援用、弁一一九頁)。

確かに、これらの供述は重大と思われる。袴田が絵に描いた甚吉袋自体は、被害者宅内の夜具入れの中に残つたままだったのであり、奪われてはおらず、既に述べたように、甚吉袋の中にあつたとされる九個の布小袋(集金袋)のうち、三個が持ち出され、そのうちの二個は裏木戸の外や近くに落ちており、一個だけが見当たらなかつたのである

(浜田一七頁以下、二三三頁)。つまり、袴田は、奪われたとされる物について、何と無知なのだ。これでは、とても犯人とは認められないだろう。

もつとも、即時抗告棄却決定が言うように、「真犯人と認められる者の自白供述には、様々な態様のものが存するのであり、犯行自体(ないしその一部)については自分がしたことを認めるが、事実関係について、ありのまま正直に供述するのではなく、かなり嘘を交えて供述するというケース(いわゆる「半割れ自白」「半落ち」)もしばしば見受けられるところである。その理由は、罪を認めたとはいうものの、依然罪を免れたいという気持ちが残っている場合とか、あるいは、犯人の気持ちの中に他の何らかの思惑がある場合(犯人の気持ちの中で思わぬところに引つ掛かりがあったり、あるいは常識的には考え難い思い違いなどがある場合もある。)等種々考えられ」よう(判時一八七九号二五頁)。となると、本当は、奪った物はその布小袋であるのに、甚吉袋自体を奪ったかのようにとぼけ、あわよくば罪を免れたいと考えたかも知れない、とも思われる。

しかし、袴田に、小袋を奪っているながら「甚吉袋を奪った」と欺くほどの悪知恵があったか。また、へとへとの状態で自白に追い込まれた際に、そのような悪知恵の余裕があったか。さらに、奪ったのは「甚吉袋」だととぼけたところで、罪を免れ得るとの展望を持ち得たかも、甚だ疑わしい。

他方では、製造工員の袴田が、甚吉袋の中には直にカネが入っていると思っても、おかしくない(山本三六七頁参照)。更に、専務の妻が、甚吉袋をそのまま丸ごと差し出さず、わざわざ手数をかけ、開けた上、三袋だけを取り出して投げやり、甚吉袋はまた元の場所にきちんと戻しておく(実際、元の場所にあった)、というのも、前述のように、一家被殺進行中の極限的緊迫時だけに、極めて考え難いことであり、「甚吉袋を奪った」旨の供述は、むしろ、却って自然

な発想だけに、上記諸点も考慮すれば、意図的な虚言である可能性は低いように思われる。

更に、上記のような妻の行為は極めて考え難いとなると、また、物取りが折角得たカネを大半落としていくドジも珍し過ぎるし（弁一〇、四九頁や袴田の上告趣意もほぼ同旨）、血の付いた両手で掴んだ（自白）にしては小袋が血塗れでないのも変なこと（山本二五五頁）も考えると、二個の小袋が工場寮側にあつたのは、強盗の遺留というより、何もしなければ向けられる長女（ら）への疑いの目を寮宿泊者に転ずる工作ではないかと思われ（袴田の上告趣意にも類似の指摘がある）、となると、最後の一袋も、強盗が持ち去つたのではなさそうだ（上記1・2参照）。繰り返すが、甚吉袋は火災後に引き出された形跡があり（山本六五頁）、その在処を知つていたのは、既に引き出せなかつた筈の専務・妻のみでなく、長女も概ね知つていたようだ（山本六二頁以下、六六頁以下参照）。他方、袴田は、集金の袋が「仏壇の前辺りに」あるのを「見た」ので、盗む気になつた旨自白したが、二重に考え難い。

(二) 関連して、他にも指摘されている「無知の暴露」のうち、奪つたと称するカネにかかわるものとして、以下の自供がある。

①カネを樽の下に隠したとの（九月六日付）供述（浜田二五二頁以下、山本二九一頁以下）。……袴田はそこにカネを隠したものの、七月一・二日頃に残つていた五万円も取り出した（そして、M女に預けた）と後に自供しており（山本二八七頁）、実際、九月六日すぐに調べたが、何も見付からなかつた。浜田氏によれば、もし、袴田が真犯人で、自分で既に全部取り出しているのなら、当然ウソとばれることを供述するとは考え難いが、真犯人でなく、本当のところは分からなかつたのであれば、追及されて窮し、あてずっぽうにでも、言ってみざるを得なかつたのだ、と理解可能であるから、袴田は真犯人ではないと解される、というのだ。もっとも、当然ウソとばれると分かつていても、一時

的には拷問的責苦を免れ得るから、預かってくれた人に何としても迷惑を掛けたくなければ、ばれること覚悟で供述することも（幾分は）あり得ようか。

② M女に預けたというカネの札種・枚数（・金額）についての供述（特に浜田二六五頁以下、二六八頁以下。援用、弁一一九頁以下）。……それは、先にふれたように、事故郵便物中のカネの札種・枚数（浜田二四八頁以下）のそれと大きく食い違う（流用・補填による変化の可能性などは低かろう）。なお、金額も少し違い、議論の余地もある。

なお、袴田に奪い去られたとされる最後の一個の布小袋の袋自体につき、袴田が犯人なら、それをどこにやったかの「秘密の暴露」的な自白もありそうなものである。

③ 焼け焦げにふれない供述（浜田二七〇頁以下）。……袴田の供述は、「事故郵便物」中の札の番号部分がみな焼失している事実につき、一言も語っておらず、真犯人でないため説明できないものと窺われる、というのである。

(4) 袴田の上告趣意六五丁以下には、次のような記述がある。いわく、「調官等は金袋を出せと迫り、小突き回すので、彼等に対しゴミ捨場に捨てたと言ったら、調書にも取らず、彼等はそんな所は当（疾う）の昔に捜しずみだと威嚇し、机をひっぱたいたり、けとばしたりした後、金袋が出てこなくては我々の捜査が終らないといい、それならどうだ、巖、最後に火を点けて逃げる時、裏口当り（辺り）で金袋を開けて札だけ持って金袋は、その場に捨てたのだ、そういえば、金袋は焼けたとも思えるからな、という調官の言葉で、本件金袋が被害者宅裏口そばで開けられたことにされ、右金袋の中の札だけ持って逃げたというようなデッチ上げ虚構の調書が存在するのであります」と（なお、現に、山本二六三頁以下の調書引用参照）。この記述は、ウソとは考え難い。

一〇 パジャマは、証拠とされたが、弱かった

警察は、「夜中に起きての犯行」と睨み、かつ、消火活動時パジャマ（その写真、弁護団一二頁）だったから、「突刺時はパジャマ」と自白させたのだろう。しかし、パジャマには（至近距離での四人滅多刺しにしては）返り血を浴びた様子がなく、—— 県警・マスコミ（とりわけ、毎日新聞）は早々と「血の付いたパジャマ」等と発表し、その後、一月半近くもかかっていたの、県警の（虚心な、ではなく）「信念をもって」の鑑定（高杉二二三頁以下、二五〇頁以下参照）ではパジャマから被害者の血液型が検出されたと称し、取調官はその「事実」も突き付けて袴田を自白に追い込んだが（弁五四頁以下、五八頁以下も参照）——、警察の中央機関である科警研の鑑定では血液型は不詳との結果が出ていた（浜田二四、三〇一頁、山本一二二頁以下など）。袴田はパジャマを何ら隠してもいなかったし（山本九八頁、高杉三〇頁参照）、加えて、取調主任松本が、袴田は「俺が犯人ならパジャマに他人の血がついている筈だからその証拠を見せてくれ」と言い出した、と認めており（浜田三二頁以下、三〇九頁以下）、パジャマ着で四人を刺しまくったとは到底考え難い。それに、そもそも、パジャマは、ズボンのゴム紐が伸び切っていたので、そこにクリ小刀を差し込んで、保持困難で、まして木登り等しての侵入時には、クリ小刀の保持は不可能だったと思われるのだ（高杉二八八頁、山本二〇八頁以下、二二三頁。「検証」時の服装は、失敗しないよう、自白と全く異なり、パジャマも両合羽も（あるいは、また、ゴム草履も）無しか！ インチキでは？ 矢澤九二頁参照）。そこで、検察はともかく、警察には、考えるところがあったのだろう（なお、弁四〇頁以下、一五三頁。別に、矢澤一六四頁（裁判所関係者からの情報説））。直接的には他事件の員面調査に関するが、完

全に信用出来ると思われた自白が虚偽と判明したケースもあり、警察取調べの可視化は必要だとの元検察高官の述懐も、示唆的であろう。

一一　そこで、出て来たのが「確証」の五点衣類だが、問題が多過ぎる！

1　助けに登場した「確証」

助けに登場したのが五点衣類（半袖シャツ、スポーツシャツ、パンツ、ステテコ、ズボン）だ（山本三〇八頁以下、三八二頁以下、高杉一五五頁以下、矢澤一五二頁以下、弁護団三二頁以下、弁六二頁以下など参照。なお、パンツ「緑色プリーツ」に関する複雑な争いの一端は、弁一〇七頁以下に譲る）。すなわち、裁判途中になって（事件発生から一年二か月も経ってから）、袴田が勤め泊まっていた工場内の味噌タンク中から発見され、同僚に見覚えがあつて明らかに袴田のものとされた、今度こそ血染めの五点衣類からは、科警研によつても被害者らや袴田の各血液型が検出され、しかも、ズボンの紛れもない共布（端布）が（警察によると）袴田の実家から発見されたことは、「犯人は袴田」の確証とされた。それが、裁判官達の常識でもあつた。

2　殺傷の途中で脱いだのか！

しかし、この五点衣類も妙なのだ。「ほぼしる返り血」を浴びた様子ではないし（安倍一五五頁以下参照）、被害者の血液型が揃つてもいない上に、血の付き方も変である。そこで、弁護側が、五点衣類のうち、ズボンとステテコの

血液付着状態をみると、「ズボンの裏地の付着に対応するステテコ部分に血痕の付着がなかったり、ステテコの付着部分に対応するズボンの裏地に明瞭な血痕の付着がなかったりするなど……ステテコの上にズボンをはくという通常の着用状態で血液が外側から浸透し、付着したものではない」（弁一四八頁以下、矢澤巻頭5〜8の写真も参照）、旨指摘したのに対し、即時抗告棄却決定は、警察による捏造などは一般には考え難いとの善意の立場から論理を徹底させ、「確定判決（等）」は、犯人が犯行時において五点の衣類全部を終始通常の方法で着用していたと断定しているわけではなく、例えば、犯行の途中でズボンを脱いだなどという可能性も否定できない」と応じている（判時一八九号二七頁、二八頁以下）。ただ、興奮状態で四人を刺している途中でズボンを脱ぐというのは、かなり異様な感じで、余り現実的とは思われまい（高杉二八〇頁、小川・画期的九五頁）。なお、本当に脱いだのか、脱ぐ理由があったのか、などの謎に関しても、自白は何ら説明するところがない。

しかも、その種の不整合は、パンツとステテコ（ズボン）の間や、半袖シャツとスポーツシャツとの間にも、存在している（山本三八三頁、高杉二七九頁以下参照）。

3 衣類の変色具合

そして、極めて注目すべきことに、味噌漬になっていた五点衣類の変色具合は、僅かな時間・期間でも、またポリバケツの中でも可能だし、その後に衣類をタンクの底に（発見時もそうだったが、味噌が出荷で少なくなった頃に、難なく埋め込むことも可能である（会社関係者の協力を得れば警察にも可能な）一方、犯行後間もなく（袴田逮捕以前に）タンク内に隠され漬け込まれていたとすれば、発見時までには変色がもつと進む（故に、袴田が隠した筈はない）事実が、実

験により明らかとされた（矢澤一三頁以下、二〇頁以下、一五八頁等。もつとも、検察側は、実際よりも濃い色の味噌を使ったとして、実験結果に否定的と伝えられる。より詳しくは、後記10参照）。この点は、再審開始決定にも——五点の衣類の血痕は被害者らや袴田のものではないと結論づけた一方のDNA鑑定（なお、本田克也・刑事弁護七九号一七二頁以下）と共に（詳細な判時二三三五号二二頁以下のほか、小川・創二二頁以下、山本・なぜ、押田・再審一九頁以下も参照。ただ、検察側推薦の鑑定人の方は、汚染等の疑いがあり異同識別できないとしたし、検察側は上記鑑定の信用性を否定（なお、鑑定手法検証問題につき、二〇一五年五月一五日朝日等）。とはいえ、どちらの鑑定でも、袴田のDNAは検出されていない）、「警察が捏造」の疑いを本格化させるものとして——大きく影響している。

4 ズボンは穿けたのか？

また、五点中のズボンには、第一に、穿けたサイズかの極めて深刻な問題がある（高杉二三〇頁以下、三三五、三四二頁、弁護団二頁以下、四五頁以下、弁六三頁、一四九頁以下、斎藤準之助ら一七丁、一九丁以下、矢澤一六六頁以下参照）。高裁における三回の装着実験で穿けなかった事実には、簡単に軽視すべきではない重みであろう。突刺時にはズボンの下に更にステテコを穿いていたとされていることや、袴田が本件当時穿いていた別のズボンは（全く同サイズとも言い切れないにせよ）裁判時にも問題なく穿けた——従って（また、太って穿けなくなるのは、一般に、お腹が出て来るからなので、太股が既につかえるのは、原則的に元々のサイズに問題があるうから）、本件ズボンが、期間の長短は争われるが（短かった可能性も否定し難い）、味噌漬のため縮んだかの問題は一応残ったにしても（弁護団四五頁以下、弁一四九頁以下、即時抗告棄却決定など参照）、袴田が太ったため穿けなくなったという主張は余り説得的でない——ことにも、留意を要しよう。

なお、袴田の（昭和五二年一月一九日受付の）上告趣意補充書は、装着実験は、しわ・ごわごわ・収縮などの生じないびしょ濡れ状態のズボンで実施されたこと、勾留中に肥満した事実は格別ないこと、を強調する（その他にも、幾つか論じているが、多くは新味なく、「端切れとズボンは不一致である」と「真犯人は……右肩に二個所の傷跡が存在する者である」との二命題には、問題も）。続く（昭和五三年六月六日受付の、最後らしき）上告趣意補充書は、絶叫調で、「穿けないズボンで犯行はできない」ことのほか、新証拠（五点衣類、特に半袖シャツ・ズボン）からみて、「真犯人の決定的外形」として、「第一に、（被告人と異なり）右肩に二つの傷跡が存在すること」、「第二に、……被告人の体型より遥かに細く瘦型であること」が決定的だとする（後にもふれるが、新証拠は、真犯人が出してきた本物で、自身に決定的に有利な証拠だと感じていた訳だ。なお、袴田三六頁、高杉一六六頁以下、山本三二九頁以下）。

しかし、むしろ、その後（検察の積極姿勢への転換に伴う）大幅な証拠開示があり（西嶋八二頁、小川・創一〇七頁以下、小川九七頁、戸館一九九頁、山本・なぜ参照）、ズボンに付いている布片の「B」はサイズ（肥満体。腰回り八四センチ）ではなく色を示すに過ぎない（二審判決三三丁以下等の認定は誤りだった）ことが明らかとなった新重大事実を踏まえ、再審開始決定が、「ウエストのサイズからみる限り、はけなかったと断言するまでには至らない。しかし、Z₁（≡袴田）が事件当時使用していた茶格子縞ズボンのウエストが約七六センチメートルないし約八〇センチメートル程度であること（中略）、ズボンの製造者Z₁₈が体重五五キログラムの人物に対しても、ウエスト七四センチメートルのY体三号又は七六センチメートルのY体四号を薦めると証言していること（中略）からすれば、事件当時のZ₁にとって最適なズボンのサイズは、七四センチメートルより大きかった可能性が高い。このことからすれば、鉄紺色ズボンがわざわざウエストを詰めて七四センチメートル又はそれより細かいウエストにするという処理がされている点は、やはり不自然

然との感は否めない」としているところに、重みがある（なお、弁一五〇頁、高杉二三〇頁以下、二四九頁、三三五頁など）。

5 共布の問題

第二に、ズボンの共布（端布、端切れ）が（警察によると）袴田の実家から発見され（実母がその旨の調書を取られているとされた。もつとも、同女は、実家にあつた物は、「端布」ではなく、「喪章（の類）」と認識している、という点の無視は、甚だ疑問であろう。実質「立ち会わせ」たかも問題だ。ともあれ、同女は証言では否定したが、疑問ながら、信用できないと排斥された）、衣類が袴田のものである確証とされたが（二審判決二八丁以下等のほか、高杉一七一頁以下、山本三二〇頁以下、矢澤一七五頁以下参照）、袴田の、「警察は、実家に送られ母が抽斗に保管していた喪章を端布にすり替えた」旨の主張と論拠（矢澤一九三頁以下等）は、簡単には否定し難い。上記「警察が捏造」の本格的疑いを考慮すれば、尚更だ。本件ズボンが袴田に穿けないものだったか、少なくとも、袴田の物でない疑いは否定し難く、そのことは必然的に、（それと一体の）共布の真正性をも疑わせることになる。ホシと睨んだ袴田の衣類・所持品などは早々に調べ尽くしていそうなので、事件発生から一年二か月以上も経つてから、「手袋とバンドを押収の目的とした」搜索で、真に偶然、幸いにも、端布が）発見されたというのは、些か信じ難いし（袴田の上告趣意もその旨指摘する）、捜査官が鑑定も待たず、五点中のズボンの共布だと異様に簡単に断定しているのも不可解で、疑惑を強めるものといわざるを得ない（弁六三頁以下、一四一頁以下、安倍・抗告四一頁以下（袴田の葬儀時喪章着用裏付記事。その喪章はどこに！）、山本三二〇頁以下、矢澤一七五頁以下、山平一三〇頁等のほか、再審開始決定も同方向）。

6 ゴム草履との関係

更に、とりわけ、ズボンの裏表に、写真に見られるように、沢山の血液が付着しながら、履いていたゴム草履に血が付いていないのは、真に不可解である。逆にいえば、袴田のゴム草履に何ら血が付いていないなら、袴田のズボンにそれほど大量の血が付いているというのは、理解困難のように思われる（高杉一八〇頁以下、矢澤一三四頁以下、一五一頁、安倍・抗告一七頁以下、一八四頁以下、袴田・上告趣意参照）。

7 シャツの傷穴など

パジャマの方だけでなく、五点衣類中の半袖シャツ・スポーツシャツの方にも、右腕上部（右肩）に損傷があるが、両者は同時に着ていた訳でも、そう主張されている訳でもないから、一方は捏造と考えざるを得ない（弁護士三六頁以下、矢澤一六八頁以下参照）。パジャマの方の損傷については、消火活動の際に（右腕上部の負傷と一緒に）生じたというのが袴田の言い分で、これを否定できる根拠は見当たらない。これに対し、五点衣類中の重ね着された二枚のシャツの方の損傷が本物だとする側では、パジャマの損傷は袴田による捏造が可能だと主張する。

しかし、先ず、二枚のシャツのうち、半袖シャツには二つの傷穴が空いているのに、その上に着ているスポーツシャツの方には傷穴は一つしかなく、主張されているように理屈としては完全に不可能でないとしても、実際上は極めて不自然であるし、位置も又両シャツの間で少しずれているようであり、更に、袴田のB型の血液が半袖シャツ（の傷穴部分）にのみ付いていて、その上に着ていたスポーツシャツには認められない（山本三八二、三八三頁、弁護

三三七頁参照)のも、少し奇異であつて、これらの事實は、むしろ各シャツ別々に穴が開けられる等したことを思わせるし、加えて、それらのシャツの傷穴は(バジヤマの傷穴と異なり)、袴田がその身体に負っている傷との間に、実位置的な食違いがあると指摘され(強調は、袴田の上告趣意書、「昭和五二年四月二日受付の」同補充書)、しかも、その食違いは不合理と指摘されている(弁護団四二頁以下、弁一四四頁以下、矢澤一七三頁以下)。

更に、袴田がバジヤマの傷穴を捏造したという証拠がある訳でもないし、そもそも、素人にその種の——(二氣に墓穴を掘ることになりやすい)危険かつプロ紛いの——証拠工作が、それも既に事件直後(一)、考えられ、実行されるかは、かなり疑問だ。しかも、五点衣類(中のシャツ)の方にこそ、前述のように顕著な不自然さがある。結局、捏造したのは、袴田より警察の可能性が高いと言わざるを得まい。

ちなみに、袴田自身は、捜査主任が「端切をテッチ上げた」り、「白半袖シャツ内側に被告人と同型の血液を偽造附着させた」ものと思われる(参考、山本三八二頁以下)、としているが(上告趣意書七、四三丁。弁一四〇頁以下も参照)、他方、五点衣類を出現させたのも、「事故郵便物」を送ったのも、——われわれの理解とは異なり——、(警察ではなく)真犯人だとらんでいる(上告趣意書四三、八一、一〇二、一〇四丁)。しかし、真犯人は、「捜査陣を弄ぶこと好きな人物」で、五点衣類も(真犯人の本物の犯行着衣で)「捜査陣を嘲笑して」タンクに出現させたのだ、という推測には、にわかには賛同し難い。半袖シャツに工作したのが捜査主任で、その半袖シャツを含む五点衣類を出現させたのは真犯人だというのは、不自然であろうし(袴田も、捜査主任による「真犯人に対する隠匿」(八一丁)はともかく、主任と真犯人との共犯関係まで主張しているようには、必ずしも見えない)、真犯人らはむしろ(死刑等)つながり得る追及を確実に免れるため)唯ひたすら影を潜めるようにしているとみる方が、自然ではないか。「黒革財布」の主を真犯人(の一人)と

みているのは(同一〇四、一〇五丁)、われわれと異ならない。

序でながら、袴田は、「水田、市川、水野等は虚偽の証言をして私を陥れようと努めていたことがはっきりと分かった」とも書いている(同八七丁)。

8 ズボンのカギ裂き様損傷

関連して、極めて注目すべきは、(昭和四二年八月末に発見された)五点衣類中のズボンに損傷、とりわけ、ズボン右足前面下部に(裏地にまで達する)カギ裂き様損傷が認められ、これが、(昭和四一年九月九日付医師鑑定書などによって認められる)袴田の同部等打撲擦過傷と共に、袴田の(昭和四一年九月六日付、及び九月九日付の各)自白中、格闘した専務から腿や向う脛を蹴られたとの供述を見事に裏付けるかの觀を呈し(参考事実につき、山本二三三、三二六頁参照)、同自白の(基本的)信用性の第一の裏付けとされ、また、袴田の犯人性を断定する一つの有力根拠とされている(二審判決一八、二二丁、五六丁以下、六四丁)ことである(なお、後記11、「二四」1)。

しかし、袴田の上告趣意補充書は、自身の傷は、既に逮捕(昭和四一年八月一日)時の身体検査で捜査陣が把握していたものである(従って、蹴られた旨の自白は、ズボンの損傷、打撲擦過傷の診断のいずれの関係でも、「秘密の暴露」のようなことにはなり得ない)上に、当の打撲擦過傷は、ズボンの上記損傷とは位置が異なるし、蹴飛ばされてできるような傷でもなく、本件ズボンが穿けないことは三回の装着実験で明白だし、拷問によるテッチ上げ調査にいう「専務に蹴飛ばされた」事実もない等、これに詳しく反駁を加えている(二二丁以下)。仮に、真夜中目を覚ましてきた専務に蹴られたとしても、ひどく硬い靴を履いていたとは考えられず(弁護三三八頁)、裸足かそれに近い状態で蹴られた位で、

ズボンが（前記ほどに）損傷するとは考え難い（袴田も「蹴飛ばされたぐらいで……ズボンの表生地乃至裏生地が破れるとは常識的にも到底考えられない」と）。また、専務に蹴飛ばしや格闘が可能だったなら、少なくとも、両隣家に聞こえるような叱声・怒声・通報命令（要請）等を発し得た筈であろう。このズボンのカギ裂き様等の損傷も、前記シャツの傷穴等や共布などと同様に、捏造の疑惑を免れ難いように思われる。

9 雨合羽の関係

突刺時は五点衣類を着ていたということになったため、自白中の「雨合羽を着て侵入した」という話はツジツマの合わないものになったことも、見逃せない（弁七四頁）。侵入時、「パジャマのままでは白っぽくて人目につきやすい」ので、その上に雨合羽を着て侵入した（なお、侵入後、音が出るので、見つからないように脱ぎ捨てた）という自白だったので、五点衣類を着て、つまり、上は、ねずみ色のスポーツシャツと鉄紺色のズボンを着て、となれば、ゴムの雨合羽などを上に着る必要はなくなった（むしろ、暑苦しい上に、木登りも難しく、音もして、専ら不具合になった）訳で、好い加減なストリーだったのだ（山本三二八頁以下。以下につき、矢澤一〇七頁以下も参照）。しかも、前（五）に少しふれたが、その雨合羽は、火災ないし消火活動で生じた無数の焼けたり濡れたりしたガラス片の「上に」発見されたものだから（弁二〇頁、山本五四頁）、火災・消火活動後に脱ぎ捨てられたものと見られ（矢澤一〇九頁、弁一〇二頁参照）、火災・消火にはるかに先行する侵入の時に着た（そして、火災よりずっと前に脱ぎ捨てた）ものとみるには無理があったのに、従業員に支給されていた（そして、工場内にあった）雨合羽は、従業員犯人説に役立つというので、侵入着衣と見なされていた、という好い加減さも又透けて見えるようだ。そのように、無理に侵入着衣と見なされたことからす

ると、実は、上記「パジャマのままでは白っぽくて人目につきやすい」からというもの、最初の自白ではなく、その前になされた、「パジャマに油がつくと困る」、「パジャマの上衣の裾がヒラヒラするので」、「変装用に」という三つの変転した自白に続く四番目の自白（！）だった（浜田二一六頁以下）、というのも納得がいく。もともと、本当の理由などあり得ないのだから、強要されて、納得してもらえるまで、あれこれ言わざるを得なかった訳だろう。更に、当時の新聞報道等からみると、クリ小刀の鞘も、雨合羽のポケットに入っていた訳ではないのに、入っていた方が都合が良いというので、いつの間にか、入っていたことになったらしき様子も窺えそうなのだ（弁五〇頁以下、山本五〇頁以下、高杉一〇五頁参照）。こんな（当時の）静岡県警捜査だから、迂闊に信用するとエライことになり兼ねない。

10 袴田が隠したのか？

更に、五点衣類を（それらが出て来た味噌タンクに）袴田が隠したというのも甚だ疑問なのだ（弁一一頁、七五頁以下、一五二頁以下、再審開始決定、「クローズアップ現代」での元捜査員証言〔「タンクの中を棒でかき回したり中に入ったりして徹底して捜索を行っていたから、最初は中に何もなかったことは間違いない」等〕、高杉三三五頁、矢澤一三三頁以下、二〇頁以下、一五八頁、山本三四〇頁等。なお、木谷九一頁、小川・画期的九五頁。むしろ、県警からみてパジャマでは弱かったことについては、前述「一〇」。味噌タンクは深さが一メートル六七センチほどあり、その底の方に（単に投げ込むというのではなく、味噌にすっかり埋もれるように、長靴を履いてタンク内に降り、スコップで巧みに）隠すという厄介な作業——むしろ、四人殺害・放火の異常興奮状態では、實際上短時間内には不可能・至難な作業——をする時間的・精神的余裕が、火災の迫る中（！）、袴田にあったかも知れない疑問だし、しかも、犯行直後等の暗闇の中では無理であり、照明を用いれば目立

つことになるし、当のタンクは当直室や二階の寮に近く、人目につきやすい上に、作業の際にタンク内側に付着した味噌で汚れてしまうことも避け難く、また、事件時に既に隠していれば、数日後の搜索の際に発見された蓋然性が極めて高度であろうし（反対、二審判決一九丁以下。七月四日の搜索では、会社の要請で会社に損害を与えないよう、味噌タンクは上から点検しただけなので、五点衣類が、半分より少ないにしても——精々底から三〇センチ（どんなに多く見積もっても、五〇センチ）程度らしいが（なお、山本三三一頁以下、高杉一六三頁以下も参照）——相当量の味噌の中に隠れていれば、発見される恐れは小さかったと認定。しかし、四人惨殺・放火の重大凶悪事件の公的捜査がそのように至極不徹底・好い加減なものになるとは、考え難い。便壺ですら汚物を汲み出して異物のないことを確認している。検証も全般的に実に徹底）、衣類は一年二か月ほど味噌に漬かっていたことになり、もつと濃く染まっていた可能性が高そうだ（なお、袴田の上告趣意書二七丁には、その衣類を収めた麻袋には人血の付着が認められていないから、血染めの衣類がタンクに納められたのは、事件直後ではなく、発見直前頃だろう、味噌出し担当の五点衣類発見者が工場を休んだ発見前日に（二種の濃い味噌汁に漬けてあった）衣類がタンクに隠されたと思われる、旨の指摘もある）。開始決定も、結論的に、「五点の衣類の味噌による着色の程度及び血痕の色合いを見ると長期間味噌に漬けられていたにしては不自然である」としている。他方、後日（逮捕される前に）隠すことは、警察や会社関係者の監視等が厳しく、不可能・至難だったと考えられる。更に、衣類発見時のカラー写真（第二次再審請求審段階で証拠開示されたもの。もつとも、近時「色あせ」の可能性も指摘されるが、判時二三三五号一三〇頁。）に見られる程度の染まり具合にとどまるためには、タンクの中に衣類を入れた時期はずっと遅くなり、そうすると、袴田は勾留中で、入れたのは警察しか考えられないことにもなる（なお、袴田の上告趣意は、真犯人の仕業だと言う）。加えて、「二年二か月も味噌に漬かっていたと認定された本件麻袋よりも、八二日間しか味噌に漬かっていたいなかった麻袋の方

が、より味噌に汚染され、味噌の粒子が麻袋の繊維の中にまで付着しており、より長期間味噌漬けになっていたことを窺わせる事実が明白になった」、味噌「タンクに入れる前に、同じ工場内にあった醤油のもろみの中に衣類を浸して色を付ければ、一応一年間味噌の中に漬かっていたようにみせることは、全く不可能ではない」等の注目すべき指摘があり（弁一五六頁以下参照）、また、その後、前（3）記のように、「味噌漬期間の短さ」を格段に有力に窺わせる味噌漬衣類変色具合実験が行われ、再審開始決定に影響することになった（同決定のほか、矢澤一三頁以下、二〇頁以下、一五八頁、高杉三三五頁など参照）。もっとも、その後、即時抗告審で、東京高検は、二〇一四年七月提出の申立理由補充書において、弁護側が実施した味噌漬け実験に対し、「恣意的に実際よりも濃い色の味噌が使われた」と信頼性を否定しており（なお、判時二三三五号一二九頁以下）、弁護側は、同年一月八日、新たな味噌漬け実験を始め、数カ月後に結果をまとめて反論する、と報じられている（二〇一四年一月九日の中日新聞。ネット情報）。別に、本件衣類が収められていた麻袋には味噌による目詰まり・付着浸潤の形跡がなく（見分者、門間正輝）、また、長期間大量の味噌の重圧でプレスされた様子も見られないから、一年以上も味噌に漬かっていたとは考えられず、この点からも、タンクの中に麻袋入り衣類が入れたのは、ずっと遅くなってから（袴田勾留中）だ、とも指摘されている（安倍一六七頁以下）。

それに、袴田が隠すとすれば、早晚露見が避け難くもある味噌タンクの中に隠すよりも、相対的にみて遙かに良案として、しかも、簡単に考え付く方法として、ボイラー室で焼却してしまうという手があった（山本三三二頁以下、弁一一頁など参照）。味噌タンクの中に「隠す」ことは、むしろ「決定的有罪証拠づくり」になっており、しかも、それは、「ツミトウナ」の便箋の入った前記「事故郵便物」が、これまた「決定的有罪証拠」とされたのと、余りに似通っ

てもいるのだ。

11 隠した「目的」は？

そこで、隠した「目的」が問われることにもなる。証拠隠滅が目的ならば、着衣だけでなく、凶器・履物（また、血を拭いた物）など諸証拠を対象とし、また、早晚見付かってしまうところに移すのではなく、焼却・持去りするのが自然である（同旨、袴田）。これに対し、早晚見付かるところに、そして、袴田のものだと印象付けるようなものを揃え（ズボンなど五点衣類）、又それらだけを、移すのは、袴田を犯人に仕立てる目的と窺われよう（仮に五点衣類を「隠した」のだとすると、同じく重要証拠であるクリ小刀は殆ど「見せつける」ように放置したのと整合的でないし、遺体と同様に焼却までしなかったのとも整合的でない）。「隠した」というより、「見せつける」ものだったことを更に示す二点を補足したい。まず、ズボンのポケットには、念入りにも、袴田の傷・放火を連想させる絆創膏（その使用は本当は後日（山本三四五頁以下）なのに！）・マツチ（考察、矢澤一八五頁以下）も添えられていた。更に、実に行き届いたことに、ズボンの右足前部下部には——「見せつける」のがオーバーに過ぎた感もあるが——裏地にまで達するカギ裂き様の損傷があつて、袴田の同部等打撲擦過傷と共に、袴田の自白中、格闘した専務から蹴られたとの供述を見事に裏付けるかの観を呈し、実際、二審判決は、これを、袴田を犯人と断定する一つの有力な根拠にしているのだ。しかし、既に（8で）述べたように、この損傷はむしろ捏造かと疑われよう。なお、格闘時には、専務が袴田を見付けて「この野郎」と言い、いきなり蹴ってきた、というのだが（山本三三三頁以下参照）、両者のかなり親密な間柄にふさわしくない言動だとの感も禁じ得ない。

しかも、犯行に出掛ける前にわざわざ五点衣類に着替えた上、犯行の途中で（一旦、東海道線を越えて、工場内の自室に戻り）又バジヤマに着替えて（また、東海道線を越えて）犯行現場に戻ったとされるのも奇異である（浜田二二四頁以下、弁九七、一〇二頁）。一体、何のための（二回もの）着替えなのか（弁護二二五頁）。しかも、露見し、あるいは怪しまれる（また、被害者が逃げ叫ぶかも知れない）危険が顕著に増大するのに、何のために、わざわざ、面倒して着替えたというのか。この謎が解けなければ、五点衣類自体が疑問視されることにもなろう。加えて、一体、どこで、他の寮宿泊者に気付かれる心配なく、往き来を含めて素早く、着替えたというのか。検察は、突刺・放火後に自室に戻って着替えたとしたが（順序としては自然）、そのルートにはルミノール反応がない上に、五点衣類からの（放火）油の検出もないので、確定判決は、詳細は不明（それで済むか〔弁七二頁以下〕。他の諸々の疑問点と併せ「合理的疑い」を生じそう）、放火は——間が抜けた感じだが、一旦現場を離れ、更に東海道線を横切って工場二階の自室に戻って、何のためか、わざわざ——着替えた後（また、出掛けて）とする（浜田二一九頁以下、山本二七五頁以下、三五七頁以下）。……バジヤマからは油が検出されたと県警はいうが、科警研技官や大学教授の別の鑑定もあり疑問だし（高杉二二四頁以下〔証言台で弱み〕、二五〇頁以下〔県警の「面目にかけても成功せねばならない決意に燃えて」の（！）鑑定〕、山本四二二頁以下、朝日新聞社編『無実は無罪に』〔一九八四年〕二〇四頁以下等参照。二審判決は推論等も交え何とか擁護、袴田はバジヤマを隠してもおらず、彼の履いていたゴム草履からは、県警の検査でも、血も油も検出されていない点から考えても、疑わしい（高杉一八〇頁以下、二二四頁以下、山本四二二頁以下、矢澤一一七、一三五、一五一頁参照）。仮に、本当に油が検出されたと

しても、犯行とは別の機会、とりわけ、袴田も加わった消火活動中に付着した可能性も否定し難い（高杉・権力二九二頁以下。山本二八五頁以下、再審開始決定も参照）。

13 袴田の消火活動参加

袴田の消火活動参加ないし出現は遅過ぎると見なされているが、人々の関心・注意は赤々と家が燃えている様子等に集中し、非常事態の混乱時、暗がりの中に何時から誰がいたのかといったことは、特に注意して観察していた特殊事情でもない限り、関係者にもはっきり認識・記憶されないことが一般だろうし（袴田自身、上告趣意書でその旨指摘している。なお、従業員とくに寮宿泊者中の誰かが犯人だと目されているような状況下では、それらの者の証言に自己保身感情が微妙に作用する危険も考えられようか）、袴田の説明では、消火活動に参加中、屋根から転落して左手中指と右肩に傷を負い（袴田犯人説では、それらの傷は専務との格闘時に生じたとみているが、柔道二段とかの巨漢を相手に、生死を賭けて格闘した時の傷にしては軽過ぎる等の疑問が強い）、手拭を裂いて固く巻き付けたり等するのに自室に戻り、その後火事場に又戻った、ということなので、その間の「不在」も少しは影響したかも知れない。更に、袴田が頭からずぶ濡れの状態だった事実は、主張通り放水を浴びたこと、消火活動参加が少なくともそう遅くなかったこと、を示唆しよう（山本一一五頁以下、二八一頁以下、後述「二三」（三）も参照）。

一一一 使われた油はどれだったのか？

油に関しては、更に、深刻な疑問が別にある。すなわち、有罪認定は、放火には、工場内に置かれていた混合油（従業員がボートで釣りに行くために注文したという。以下、①）が使われたとの前提に立ち、その点も、工場内の寮に寝泊まりしていた袴田の犯人性を裏付けるとみているが、油は専務の遺体の間近にも発見されており（燃焼力の強力な工業用ガソリン。以下、②）、放火にはこちらの油が使われた可能性の方が高そうなのだ（山本四五頁以下、二五八頁以下、四一一頁以下、四一六頁以下、四二〇頁以下、四四三頁、矢澤一一八頁以下参照）。

なぜなら、①は、犯人従業員説にお誂え向きに、たまたま放火を思いついて（袴田が①を知っていたかも疑問だ）、裏木戸から外に出て東海道線を横切る等の障害・困難（弁九三頁）を押しして工場内に至り、四人の宿泊者らに気付かれることもなく、油を容器に移し、また東海道線を横切つて現場に持ち帰って、放火に使用したと、怪しげでもある供述や自白を用いて証拠立てられようとしているに過ぎないのに対し、②は現実に被害者の焼死体の間近にあったものである。①が被害者らの体や袴田のバジヤマに掛かっていた油と同一だとも——弁護九七頁以下、弁九八頁以下・齋藤準之助ら五四丁以下・高杉二二四頁以下・山本四一一頁以下と四一六頁以下・矢澤一一七頁以下に指摘のように、甚だ疑問で頼りない鑑定に依拠して——主張されるが、②についても鑑定し、対比してでなければ、どちらが本物かは決められない筈だ。②は、工業用ガソリンという特殊で燃焼力の強力なもので、被害者宅に事件前から存在したとの証拠はないばかりか（長女が「うちのかも知れない」と曖昧なことを言っているのみ）、存在したと推測すべき理由も何

から見当たらない（却って、置けば危険な）ようだ。……大型の一種乗っ取り絡み（？）の凶悪事件にふさわしく、燃焼力の強力な②が特に選ばれ、計画的に真犯人らの手で持ち込まれた疑いも濃厚と思われる。②の黙殺は「六」を思い起こさせる。

一三 犯行時刻と犯行時間も大いに問題だ

時間面でも深刻な問題がある。袴田の（拷問下の）自白によれば（六月三〇日）午前一時二〇分頃に寢床から起き上がり、一時半頃に被害者宅に侵入し（山本二〇八頁、高杉二八七頁、弁二九頁等参照）、火災発生時刻は、高杉晋吾氏の調査で一時五一〜五二分頃に地元消防団のサイレンが鳴っているので（高杉二八七頁）、それより少し前となり（なお、高杉一〇頁〔列車運転手らの異臭覚知が一時四五分頃〕、弁護団も、ほぼ同様で、「現場から発見された時計の時刻などから」一時四五分頃火災発生とする（弁二九頁）。確かに、検証調書によると、勉強部屋の置時計の針は一時四五分を指して止まっているが（弁護四一頁以下は、これが信頼できそうとするが、火勢は一樣とは限るまい）、ピアノ室内にあった婦人腕時計の短針は二時を指し止まっている（長針はない。別に、山本二四四頁）一方、勉強部屋内の焼毀度が強い東側の別の置時計の「針は一時六分を示」すほか、焼毀甚だしい回転椅子近くに落ちていた懐中時計の「針は一時三一分を指して止っている」。正確なら（社長である祖父が遣ったものらしく、その可能性も高そうだが）、これらの時刻には既に部屋内に火災を生じていて、自白の虚偽を裏付けていそうだ。また、近所の人の話を総合した隣人によると、火災を知ったのは午前二時五分前（つまり、一時五五分）位らしく（山本二二頁）、別に、それより一〇分位前との推測もあり（弁護

四〇頁、消防署作成の『火災出動報告書』によれば午前二時一〇分である（山本三四頁）。しかし、外部からの火災覚知は、当然、内部でのまだ小さい火の発生より相当遅れよう。

死亡推定時刻については、法医学の専門家ではない古くからの警察嘱託医の鈴木俊次氏（前述「二」の二点も参照）による根拠不記載（！）の「鑑定」では（なお、山本三九〇頁以下、三九二頁以下、三九四頁以下）、専務と次女の死亡時刻は午前二時頃とされているが（警察からの情報に依拠すればほぼ順当なところだろう）、山下英秋医師の「角膜の所見そのほかから」の鑑定では、妻と息子の死亡推定時刻には三時間の幅があり、午後一〇時頃に殺害された可能性も認められている（山本三九五頁以下）。更に、胃の内容物からの死亡推定時刻は、午後一〇時前後となり、被害者らの就寝前的服装等と調和するし、その死亡時刻だと、袴田にアリバイが成立することになる（山本三八九頁以下参照）！

（一） まず、犯行「時刻」を午前一時半以降二時前頃とみるのは、（被害者らの就寝前的服装等に照らし）遅過ぎないか、深刻な疑問がある（山本二四二頁以下、弁護四六頁以下、弁三〇頁、齋藤準之助ら四九丁以下）。

（二） 次に、侵入、（正確な順序や、一部の競合はともかく）、徘徊・物色、隠れる行為、息子の防御創六個所も含めると合計約五〇個所にも及ぶ四人順次滅多刺し、金袋の奪取、カネの取り出し、金袋の投棄、油を工場に取りに（裏木戸を通り東海道線レールを越え工場の門を潜って）往復し四人に順次油を掛けての放火（油缶の蓋を捻って開けポリ樽を見付けてこれに八分目くらい油を入れる作業のほか、ピアノ室の高さ二メートルの鴨居に掛かっていた額や勉強部屋内の洋服ダンスに入っていた下着等を用いての、次女に対する火刑台の設置も含む）、一旦工場二階内自室に戻つての（血染め五点衣類からパジャマへの）着替えや（放火のための専務宅への）再侵入、東海道線を越えて、工場に行き、温醸室内樽下にカネを隠匿、計五回も風呂場に行き鏡見・手洗い・パジャマとパンツの三度洗濯（血液落とし。が、タンクから出たパンツは血染

めだ！)、血染め五点衣類の麻袋入れと味噌タンクの味噌の中への完全没入的隠匿、茫然自失・思案等をやつたにしては、たとえ、カネ・衣類の隠匿や風呂場関係は(「犯行後」の事として)除くとしても、犯行時間が、僅か一五分程度の計算で(高杉・手紙二四二頁以下)、弁護団の計算では一五分以内であり(弁護四二頁以下)、検察・警察側の主張によるも一五分から二〇分間だ(弁二九頁、山本三九六頁。なお、山本二二五頁(供述調書に基づく)、僅かに一〇分間か一五分間)、二二八、四〇三頁)というのは、——犯行現場から工場へ行って油をポリ樽に入れ、再び現場に戻るだけでも、七〜八分は優にかかつてしまうこと、着替えやそのための往復だけでも最低一〇分弱、火刑台設置とそこへの次女引き摺り・引き据えだけでも一〇分前後はかかりそうなこと、また、袴田はボクサー時代の後遺症によって素早い行動をとれなくなっていたこと(山本四〇三頁、二二四頁以下)も考慮すれば尚更、——いずれにしても、随分と短か過ぎだろう。短か過ぎなら、不可能であり、全体として不存在ということにもなるのだ。袴田の九・九自白も、本人がいうように、拷問による虚構だったとみる方が正解のように思われる。

(三) なお、袴田は、「一〇時四五分頃はまだテレビを観て」いて(上記のように、死亡推定時刻が一〇時頃だとすると、優にアリバイが成立する)、「鎮火しかけた頃」姿を見せたというが(二審判決五二丁)、頭からずぶ濡れで(山本二八二頁以下、二八六頁、二審判決、前(一一)末尾)にふれたように、遅くも盛んに放水中は参加していたらう(証拠隠滅の洗濯ともされるが、頭は洗濯しまいし、五点衣類が血染めの儘なとも不整合)。となると、放水後、カネの隠匿、五回も風呂場に行つての電気洗濯機使用を含む諸事、更に、時間のかかる五点衣類隠匿等まで(火災の迫る中)やれたとは考え難い。袴田犯行説は、この点でも、時間的・心理的にも、やはり窮屈・不自然な感を否めない。

以上みたところ、袴田犯行説には時間面でも難が多く、被害者らがまだ起きている間に訪れた複数の「客たち」が

豹変し凶行に及んだ（ただ、少なくとも、放火・逃走は、人目に付きにくい真夜中まで待った）とみる方が、遙かに自然・素直と思われる。

一四 問題大ありの自白とその前後

1 自白前の様子と酷い取調べによる自白

この辺で、自白とその前後について、考えてみたい。確定（一審）判決等は、自白、中でも、九月九日付検察官調書におけるそれ、は犯人性を積極的に裏付けるものと位置付けられておらず、また、細部に至るまで全面的に信用できるものとされている訳でもない、旨主張するが、実際には、同調書に依拠しているところが多い（弁一八三頁以下、二〇五頁以下）。自白前の様子から順次みていくと、

(一) 袴田は、事件後も逃げ隠れせず、以前と変わりなく住込みで働き続けている（弁一二頁）。しかも、逮捕の二週間ほど前等に、新聞取材に応じているが、不審を感じさせるところはなく、むしろ筋の通った話をしているようだ（山本一六五頁以下）。

(二) 任意同行された際にも、明るい表情・態度で、「あんな大それたことをやった人間にはとても見えない」と署員たちも口々に話していた、等と報じられている（山本一六四頁以下）。四人も殺し放火もして実質捕まり、死刑を予期せざるを得ない者なら、明るい表情でいられる訳は、まずない。この点は、大いに留意を要しよう。

(三) 袴田への追及は強引（浜田v頁以下）、取調べは、——当時は、むしろ可視化されていなかったのを良いこと

に(！)、——著しく長時間に及んだり、トイレにも行かせなかつたり、(少なくとも、パジャマの血液問題につき)偽計的だつたりしており、それだけでも既に悪質・大問題であるが(なお、袴田の上告趣意によれば、刑事によっては、他の刑事達による苛酷な取調べ後、種々の饅頭・果物を机上に積み上げ食わせて袴田の真意を押し込んだ。なお、山本一九五頁以下)、加えて、強要的・暴力的だつたと窺われ、拷問的である。特別の創作力・文才など窺えない袴田による拷問体験の描写(袴田五七、六〇、六九、八二、一〇二、一〇五、一一二、一一四頁。頁「以下」省略。次も同じ)は、実体験に基づかずにも可能なものとは思われないのだ。

また、袴田の上告趣意における訴え、すなわち、「何ら確たる証拠もないのに、既に被疑者を犯人と決め付け拷問を加え、かつ、お前がやったのだと連日連夜密室に閉じ込めてトイレにも出さず、不法に暗示をかけ精神を完全に破壊せしめ、何が何でも調書を奪おうとする捜査陣の残酷な横暴さは断じて許されないものである」、「任意性有りとしたデッチ上げ調書の内容さえ検討すれば、誰にも分かるように、本件の真相を知らない者が集まって、その者達の頭の中から生み出された机上の空論である」、「持病の鼻詰り……がひどく、調官にそれを訴えても、自白しないから詰まるのだなどと威嚇するだけで、いかに悪化しても……ルルという鼻詰りに効く薬を使用させませんでした。……更に、取調べ中はトイレさえも行かせず、水をも飲ませず、更には汗も拭くことを禁じ、更には、弱り切った私を小突き回しては調書に指印させようと虐待を続け、更には、耳や髪を掴んでは小突き回したのであります。右のことが断続的に十数時間も行われるのであります。このような状態を逮捕後、(唯一有効とされた調書の取調べ日である)九月九日も終日持続されていたのであります。私は、唯、警察に居ては直ぐにも自分の生命に危険が及ぶのを覚り、何とか清水警察を出て、おのが肉体の苦痛から解放されたいと思ひ、刑事等の法を犯したデッチ上げ虚構に対しても屈するよ

りに、私が生命を守る方法はなかったのであります。本件調書の内容は調官の思惑にそって次々にデッチ上げ虚構虚偽の真つたく（全く）の空論であります。本件に於て任意性有りと誤った認定のされている昭和四一年九月九日付検事調書についても、右のような弱点を突いた肉体的精神的拷問をそのまま維持して被疑者の意など問題にもせず、本件犯罪現場から見た調べ検事として考え得る一つの筋書を被疑者にうんも（有無も）言わせず列記し、署名指印を強いたものである。……早くせよと威嚇的（ママ）までしたのである。従って、右九月九日付調書は、本事件の真相を知らない者同士が生み出したもの（なお、この「真相を知らない者同士」につき、浜田二九八頁以下、弁一三七頁以下参照）で事件の真相をも無視した上、成立させたという、いわば明らかデッチ上げ虚構、虚偽の代物で、空論であることは、内容を検討されれば、誰にも肯定できる程度の酷いものであることは動かない。右のような調書に任意性を認めたととは裁判所の間違いである」、「鼻で息ができないのに口をちゃんと閉じろ、背を伸ばせと言ひ、刑事の一人が後ろに居て頭や背中を殴ったり、拳で突くという拷問が（刑事達は交代で、自分には休みもなく）連日連夜」、「弁護士と接見する際は、刑事等が前もって私に対し、弁護士に言い付けたら後で半殺しにしてくれるからなあと言い渡し、刑事等が盗聴（開示の録音で真実と判明。二〇一五年四月一四日日経など）して居るのであります。でありますから、私に対する拷問、虐待、長時間の法を犯した取調べの真相を弁護人に訴えることが出来なかつたのであります。……当時、私にとつての生とは、調官の意のままになることであります。私は自ら生命を必要に守つたのであります」、直接的には専務と格闘の際に蹴られた云々の調書に関連してだが、「刑事が推測から勝手気ままに作成し、その調書を読んで聞かせたことは殆どないのであります」、「九月九日付デッチ上げ調書……は、吉村検事の推定からの空論である……。……被告人の向脛の傷は人間によって蹴られ出来た傷跡でないことは証拠写真によって明白となった。（横川裁判長

らの二審判決は)……蹴られた痕跡が全くない傷をもって、藤雄(専務)と格闘して蹴られて出来た傷跡と認定した(この点に関しては、前記「一一」8参照)。高裁は、真剣に調べないで誤認したものである。パジャマ着で侵入し藤雄と格闘し、家人を皆殺し金袋を奪って逃げ帰った、などという総ての記載は、吉村検事等のデッチ上げ虚構である、等と袴田が言っているのは(二二丁、三四丁以下、六六丁以下、八九、九六丁以下(なお、一〇一丁以下など)、補充書二二、一七丁)、取調官が自認しているように、トイレに行かせなかった——取調室に便器を持ち込んで、そこで用便させた(弁護団三、四八頁、弁三八頁以下、一三六頁、高杉七三、七八頁、山本一八二頁以下等参照)——など、特別公務員暴行陵虐罪も意に介さないような低級・粗暴な取調官達のことだから、あながち全くデタラメとも思われぬ。一審第二七回公判調書中の袴田供述も極めて迫真的だし、二〇一五年一月開示の録音(三月二五日期日等)も参考になりそう。

任意性を全面否定しないと、憲法・刑訴法の規定は、実質ただの空文に帰する感が強いが(弁七九頁以下。反対、二審判決)、袴田は自白まで、そうした取調べに二〇日間二四〇時間も耐えた(山本一七一頁以下)。この事實は、彼の無実を強く示唆するものと考えられる。なお、取調主任で当時四七歳の松本久次郎警部は、「二〇年刑事生活をしているが、袴田のような凶太い男に出会ったのは初めてだ」とつぶやいた(高杉七四頁)。犯人との思い込みが固く、酷い強要振りも露呈していよう。

袴田に「犯行を自白」させた(旧)静岡県警の粗暴極まる強要振りは、以下の点からも窺われる。本件は「自供を得なければ、真相把握が困難」(安倍二一九頁、山本一七二頁参照)と自認した警察は、予断・偏見・敷衍・敷衍(特に、山本二二五頁以下、弁一一一頁以下参照)で一番怪しいと思ひ込んだ袴田から、「取調官は確固たる信念をもって、犯人は袴田以外にはない、犯人は絶対に袴田に間違いないということを強く袴田に印象づけることにとめる」(冒頭、本件

は「『ボクサーくずれ』の被疑者を検挙し、県警察の威信を大いに昂揚した事案」と記し、また、逮捕後一七日目の検討会で「強力に取調べを押し進める」既定方針を再確認したことも記す静岡県警本部作成の内部資料たる捜査記録からの引用）との（何とも恐るべき）方針の下に（弁二六、三七、七九頁、一一〇頁以下、一一三頁、安倍四七頁、高杉二五六頁以下参照）、自白をもぎ取った（弁解に耳を傾ける大切な姿勢（拙稿・八海一・二号七八九頁以下引用の二人の元検事総長）は、皆無。その自白内容は、後の裁判所認定（突刺し時は、パジャマでなく、五点衣類を着用）と食い違い、関連した深刻な綻び（雨合羽を着る理由の消失、自白・検察主張の信憑性の低下、二度の着替えの発生、五点衣類中のズボンにはちゃんとポケットがあることから、集金袋落下の不可解化など）も続出した（山本三二八頁以下、浜田一一以下、高杉・権力二八一頁、高杉一六一頁以下、二三〇頁以下など参照）ほか、本稿冒頭「一」2記載の特殊な「火刑」模様や、目覚めていた隣人も悲鳴・怒声等を聞いていない事実、更に、（先に「八」でふれた）就寝前に訪ね豹変した複数来客の濃厚な影と、何ら整合性がなく（なお、仮に、袴田がカネに困り幾らか盗もうとしただけなら、専務に気付かれても、両者の人間関係から、死闘などに至らず、その場は叱責・質問・説諭・謝罪で終りそう、「侵入方法」も（戸締り嚴重でもあり）変転し奇抜、「動機」は、不可解に三転し、結局成立せず（前述「三」、「凶器」はチャチな「クリ小刀」とする（二二）、専務を殴り飛ばしたというが、倒れている位置・向きが妙で（高杉二七二頁。むしろ、必死で裏口を目指したよう）、袴田の拳に傷がないし（山本二四〇頁以下、安倍・抗告二〇頁以下）、妻には顎から顔面にかけて（憎悪を窺わせる）異様な傷もある（安倍一七六頁、山本四四二頁）のに「メチャクチャに何回も突き刺し」にとどまり、息子の腕の六つの傷は左腕だけ（山本四〇五頁以下）なのに「両手をのばして」来た、など、全く信用性に乏しいのである。

以上のように全く信用性に乏しい——そして、先に（二三）でみたように、時間的にも成り立ち難く、また、次

にみるように、犯行についての具体的質問に当初答えられなかったり、変転著しく、核心にも関わる大量のウソを含む——自白は、事件解決に窮し焦った警察が、無理・困難でも何とか袴田を犯人に仕立てるため、半ば当てずっぽうに想像・強要し、袴田も真相に疎いたため、大迷走したものと考えざるを得ない。

なお、合法的な取調べの下ですら、そして死刑事件でも、虚偽自白は、一般に思われているより、はるかに頻繁に起こっている（浜田七〇頁以下）。

2 自白後の供述

(四) とうとう「私がやりました」と自供しても、犯行について具体的な質問をすると、「忘れた」「思い出せない」と言つて沈黙が続いている、と報じられた（浜田三一頁以下）。

(五) そもそも、犯行動機からして、強盗殺人・放火を全面的に自白した後にもかかわらず、日替わりで自白が三転した（浜田一二六頁以下、一二二〇頁以下、三四〇頁以下）。

(六) しかも、全面自白後であるにもかかわらず、当初の自白は、大項目で数えても一〇個ほど（確定「二審」判決や後の自白により）ウソ（しばしば大ウソ）とされ（浜田一〇三頁以下、二二九頁以下、三四〇参照）、しかも、ウソ自白は、犯行動機に関するものだけでなく、侵入・退去の方法、凶器入手方法、突刺行為時の着衣、といった核心的事項にまで及ぶ。これは異様だし、真犯人なら何故そのようなウソをつく必要があるのか理解し難いものが、少なくない。

たとえば、①②先に「二」2、「九」で取り上げた各「無知の暴露」の関係以外でも、③専務の次に誰を刺したかにつき、最初の自白では奥さんと言っていたのに、その後の自白では、次女と言っている辺り、真犯人なら間違う筈

もなく、ウソを言う必要もなさそうだし（次女・息子に対する突刺しについても、最初は「覚えていません」だったのに、同日の次の調書では具体的に述べており、他のところでの「がぜん詳しく」なった供述と共に、些か妙）、さらに、④「犯行動機」の三転（弁八四頁以下、一二四頁以下など参照）も、⑤雨合羽を侵入時に「着た」理由の四転、⑥「刺した時の着衣」の大変転も、真犯人とすれば理解しにくいものである。

最後の「刺した時の着衣」の大変転は、自白中では修正もされておらず、「パジャマ」で刺したとの自白は維持されたままで終っており、裁判途中における血染め「五点衣類」の出現に伴い、ウソとされたものである。従って、自白の信用性が（この点でも）根本から揺るがざるを得ない。これは同時に本件見込み捜査の問題の深刻さを象徴している（弁二六頁以下）。「パジャマで」刺したとの自白は、記憶違いとは考えられず、しかも、真犯人がウソをつく理由は合理的に理解できない。タンク内に五点衣類を隠しても早晚露見が避けられまいと分かった筈だから（そこに隠すとも考え難いが）、「味噌タンク内の衣類が未発見であるのを幸いに被告人が捜査官の推測に便乗した形跡があり、これを根拠に（九・九自白）調書全体の信用性を否定するのは相当でない」（自白調書への基本的依存も露呈したかたちの、二審判決五六丁）、とも考えにくく（「形跡があり」とは巧妙だが、客観的な根拠がある訳でもなく、盲信に過ぎまい）、むしろ、露見前に告白した方が有利な位だと分かった筈だ。仮に未発見を「幸いに」というのなら、むしろ否認の維持が考えられそう（浜田一一三頁）。

一五 袴田はどう書いてきたのか

1 必死の無実主張

是非ふれる必要のある、注目すべき本がある。『主よ、いつまでですか』である。この本は、獄中の被告人あるいは死刑囚・再審請求人となった袴田が、事件翌年の一九六七年辺りから一九八九年までの二二年ほどの間に（その後は、永年の拘禁のため、心が蝕まれた。もつとも、二〇一四年春に釈放され、快方へ。同年一〇月一五日朝日など）、母親や兄・姉・知人などに出した多くの便りや、死刑確定後に書き続けた日記の、各一部を選び出し（弁二二五頁以下、二二〇頁以下、安倍二二八頁以下も参照、紹介する。⁽⁵⁾本書の最大の存在意義は、袴田が、この気が遠くなりそうな長い年月の間、終始一貫して無実を訴え続け、紛れもない「無実の意識」を記録し続けることによって、彼の「無実」自体を立証している点に在ると思われる。無実意識に偽りがなく、それが妄想でもない限り、犯人ではあり得ない道理だ。

これに対しては、「妙な話だ。袴田は三審制の慎重な裁判で終始確証に基づき犯人と断定され、死刑に処せられたのだ。真犯人でも、死刑を恐れ、肉親・関係者・世人の同情等を欲して、必死に無実を装い、都合の良いことばかり、まことしやかに語る可能性が十分ある。惑わされるな」といった意見もあるう。

しかし、「百聞は一見に如かず」。直接本書を読んでみてほしい。必ず、「この人が本当に凶悪犯人なのだろうか？」と感ずるに違いない。恩義ある専務一家四人惨殺の忘れる筈もない血塗れの暗い過去を背負った犯人なら、そのような罪の意識を完全に隠蔽し、表向きの超演技として、こんなにも永年、終始一貫、数々の具体的な事実までを指摘し

て、明るい顔で無実を訴え続けることは（白柳誠一氏「推薦のことは」、郡司信夫氏「無実を信ずる明るい顔」参照）、——
少なくとも、人間離れした特殊悪性格と、普通あり得ないような（天性の、あるいは特殊な訓練等を受けた）超ウソつき
能力との、両方の持主でない限り——、絶対に不可能である。

袴田はどうか。そもそも彼の顔からして超演技などできそうでないことは別としても、本書から読み取れるように、
袴田は、どちらかといえば、愚直な人間、家族・知人はもとより、独房に巣を張った蜘蛛や、植物にも優しい人物か
と思われる位であり、そんな超演技ができるとは到底認め難い。しかも、真犯人の場合は、辻褃の合った作り話は困
難だし、話せば話すほどボロが出るのも避け難いから、具体的な話はしたがらず、曖昧な弁解や、抽象的な冤罪主張
しかできないのを通例とするのに対し、袴田が躊躇なく積極的に主張している多くの事実には皆具体性があるのだ。
その上、そこに、デタラメや妄想と目されるようなものは見当たらない。むしろ、真実かと思われる事実、少なく
とも、それなりに（あるいは、大いに）考え得る事実をあれこれ多数挙げて（例、袴田二一、三三、三五、三六、三七、三
八、五〇、五二、五五、五八、六四、六六、九二、一二〇、一二二、一二三、一二八、一二九、一三三、一三五、一四四、一四八
頁）、冤罪を晴らそうと必死にもがき続けているのが、良く分かる。

なお、袴田自身の上告趣意書、同補充書についても、一・二審冤罪死刑で上告という状況上、激した表現、たとえ
ば、「横川裁判長の卑劣さは……実に不公正なインチキ野郎である。例えば、血染めのズボンが絶対に穿けないのに
……」といった表現、が多いし（そのため、読む気をなくした人もいるかも知れない。しかし、無実の者が重ねて死刑を言い
渡されているとしたら、普通の人間がそうした表現になるのは至極自然なことを理解する必要があったと思われる）、同じことの
繰り返し、所によっては疑問な（あるいは、思い違いかとも思われるような）主張等も見られるのは別として、やはり同

様であり、——むしろ、本稿中でも各所でなるべく紹介に努めているが、主張内容が詳細となり、格段に理解しやすくなつてさえている個所も多い（弁一四二頁は、再審「請求人は、実に様々な説得力ある主張を展開している」とするが、同感である）！——、同じく、鮮明な無実の意識、無辜の必死の思い（弁護三三三頁）は、到底否定し難い。しかし、高裁（裁判長）等への怒り、長々と書き綴つた必死の訴え、切々たる願いも、最高裁には不幸にして届かなかつたようである。

2 書き綴つた様々なこと

他に、本書で示されているのは、袴田が獄中きちんとした生活を送っていること、「お母さんの夢を見ました。……お母さん！ 遠からず真実を立証して帰りますからね」と書き送つたこと（実は、母は既に他界）、母からの便りが途絶え、その死に気付いたときの衝撃・絶望と「浮世の全てを呪いたい凶暴な気持ち」、獄中「肩から胸の辺りを……何度も掌で這わせて……ずっしりと重い災厄の荷を背負わされた自分がいとおしくて、思わず目頭が熱くうるんで」きたこと、「警察はチャン（パパ）を逮捕したが、その間違いは必ず判つてもらえると信じていたが、その道理がこなごなに碎かれてしまった」こと、「私は今度の濡れ衣でお前（息子）の面倒をみてやるのができなかった。本当にすまなく悔しくてならない」こと、日弁連からの封書に胸をときめかせ、「決定的な無罪証拠を発見したかな、真犯人の目星がついたかな」等、考え出したら頭が冴えてしまったこと、日弁連の支援に「有難くて涙が出そうだ」つたこと、大恩人ら召天の悲哀・感謝・追悼・祈り、次は自分の再審無罪の番だとの思い、信仰心と様々な人たちへの心からの感謝等々である（袴田四八、五九、六〇、九一、一〇〇、一〇五、一〇八、一〇九、一一〇、一四二、一五一、一六四、

一六七、一七〇頁等々。

こうしてみると、袴田の無実意識を否定することは不可能だ。そして、それは、彼が、少なくとも記載当時は、妄想の中に生きていたのではない限り、彼の無実自体の決め手のような証拠である（！）。もちろん、有罪の確実な証拠があれば別論ではないかとも考えられるが、無実意識が明らかな以上、それが妄想などでない限りは、有罪の確証は殆どあり得ず（換言すると、無実自体を極めて強く推認させる。小生の敬愛する某元学長も同方向）、少なくとも、それがあるのかは、徹底的に吟味される必要があるし、また、「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則に、ここではとりわけ、あくまでも忠実でなければならぬ。実際、本件で袴田有罪の確証とかつて目されたものは、今日では皆怪しげなもの、少なくとも疑問の余地が大きいものになっているのだ（弁護士・支援者の大功績）。

（今後も、袴田のように永年月冤罪を訴え、克明に具体的事実を記し続ければ、世の中、気付かない人や無関心・冷淡な人ばかりでもなく、「これは何かおかしい」と気付き、救援に動き出してくれる人士達が出てくることは、期待できそうに思われる。なお、八海事件（阿藤ら）、吉田石松岩窟王事件（木下八一頁以下も参照）等々。……ただ、現行再審法（特に、刑訴法四三五六号）は、「裁判所は、証拠さえ見ていれば、まず誤らないものだ」というに近い、実際とはかけ離れた観念、あるいは、「ともかく裁判のやり直しは極力抑えるべきものだ」という考え、に依拠しているところがあり、新証拠の要求は緩和すべき感が強い。）

（5）「身に覚えのない罪で囚われの身となりながらも、決して絶望や自暴自棄に陥ることなく、真実が白日の下にさらされる日を遥かに待ち望みつつ、一日一日を大切にし、ひたむきに生きようとする袴田巖さんの姿に接し、深く感動させられました。そしてぜひ多くの人に読んで頂きたい」というのが、出版動機で、「袴田巖さんを救う会」の編集にかかる貴重な労作である（著者は、袴田）。なお、別に、高杉・手紙も参照に値する。

袴田事件——死刑判決（有罪認定）は今や維持し難い！（斎藤）

一六 捜査の不正・疑惑などが多過ぎる！

捜査の不正・疑惑などの問題点の多さも、多少重複するが、重大なことなので、改めて指摘しておきたい。具体的には、

(一) 既にふれた諸点、すなわち、拷問・偽計・「信念をもつての」取調べ、複数来客跡・電話引きちぎり跡・ゴミ草履の各隠蔽等、黒革財布、事故郵便物、クリ小刀、同鞆・雨合羽、包丁、忍者的な侵入・退去⁽⁶⁾の問題、火刑台・銃創疑惑、味噌タンクの搜索(情報)、パジャマの血液型・油の(「信念をもつて・面目にかけての」鑑定、五点衣類・共布に関する疑惑、右腕上部に損傷のある(二緒には着ていない)衣類の重複出現、工業用ガソリンの黙殺、証拠隠し・不開示、予断・偏見(山本一二五頁以下等)などのほか、

(二) これまでふれていないものの、具合の悪い事実の隠蔽等も疑わせる幾分不審な(少なくとも、気になる)処理として、①個人的なのかも知れないが、吉村英三検事による調書(経理係分)「抄本」化(山本三六六頁以下、安倍九八頁以下参照)、②同検事による投棄手拭に関する調書(袴田分)不提出(山本二〇五頁以下、袴田の上告趣意書(昭和五二年三月一六日受付)三丁裏参照)、③遺体(息子)頭部を覆い隠す目出し帽(鑑定書添付写真Ⅱ Kanakami 氏「告発2 袴田巖さんは無実です」中の写真参照)、も挙げておきたい。

裁判の關係は、ここでは割愛するが、一つだけ記しておく、袴田は、「高裁審理中居眠りばかりして裁判長は……」(上告趣意書二二丁)、「……右のような裁判長に居眠り公判を続けられ……」(同八〇丁)等と書いている。これ

が、もし全くの誤解でもないとしたら（尾形二二五頁〔熊本も伝え聞き〕参照）、死刑事件でもあり、少し考えてみる必要があると思われる。

（6） 忍者紛いの「侵入」方法等の非現実性などについては「五」で述べた通りであるが、被害者宅からの「退去」に関しても問題があり、むしろ、こちらの方が遥かに多く議論されている。この点、警察は、「袴田は、自供通り、寮に通ずる裏木戸を、その上部の留め金を外さずに、通れた」と称して実験写真を示しているが、その写真にはその留め金部分は写っていないのだから、ナンセンスなことは確かである（もっと巧い工作はできなかったのだろう）。他方、家人が起きたら即刻退去すべきところ、隠れてくれ、慣れた所で「留め金を外さずに」の必要もないが、「裏口の戸をがたがたやつて」くれたから、この時は通れず、惨殺に至ったと、調子が良いのだ。しかし、裏木戸にカンヌキがかかっていた（弁一七一頁以下、特に一七三頁以下、木下五〇頁以下、矢澤一〇一頁以下、山本二四頁以下、四二頁以下、二五六頁以下、高杉一二一頁以下等）か、否（第一次再審請求に関する即時抗告棄却決定・判時一八七九号三七頁以下、特に四二頁以下）か、これは難問で、容易に判断し難い上に、必ずしも決定的な意義がある点ではないと思われるので、立ち入らないことにする。

ちなみに、即時抗告棄却決定（東京高裁）は、DNA鑑定が判定不能に終わった、証拠開示が進まなかった等の事情もあって（西嶋・試行七頁）、再審開始に踏み切れなかったものかと思われ、今日からみると残念な結果に終わったが、その判断根拠には傾聴に値する点も多い（翌日の読売夕刊で荒木友雄元判事も「詳細かつ丁寧に判断した」と）。同決定は、もう終りだということでは、弁護側の主張もごく詳細に紹介しており、核心の「五点衣類」を揺さぶる新証拠の出現を待つて再検討する余地ありとの含意だったかと窺われる。仮に、証拠関係が第二次再審請求審と同じだったとすれば、おそらく（合議にかかることでもあり、確かなことはいえないが）、静岡地裁開始決定と同様の結論に至ったものと推測されよう。

一七 強過ぎる検察の公正軽視は冤罪を生む！

既に明らかのように、控えめに言っても、袴田を犯人とするには、余りに極端なほど、重大な疑問が多過ぎる！

新証拠でも袴田のDNAは検出されなかった（「一」³）以上、「合理的疑い」は到底否定できない。もし、今の段階で死刑判決（有罪認定）を維持したら、わが刑事司法は、市民の深刻な疑問ないし絶望的酷評の的になることを避け難いのではないか。

裏からみると、しかし、袴田事件は教訓に満ちているように思われる。さしあたり、とりわけ重要な教訓の一つを挙げるとすれば、次のようなことだろう。

八海事件においては、三度目の最高裁で、主犯とされ死刑判決を受けていた阿藤らの無罪（罪のなすりつけを謝罪した吉岡の単独犯）が確定した。しかし、七判決中、四判決もが阿藤らを有罪と誤判し、阿藤を死刑とする等しており、正に貴重な反省・検討材料になっている。この点、裁判所が深刻に考えるべきは勿論だが（なお、秋山一六四頁以下、一八六頁以下）、「強過ぎる」検察（長井圓『LSノート 刑事訴訟法』（二〇〇八年）八八頁、木谷・強すぎ七一号一〇四頁以降、拙稿・八海一・二号八〇六頁以下など）が、「公正」の精神、「真実と正義のために尽くすべき」立場を忘れ、警察を盲信して、一方当事者的（一面的）な万全の有罪立証に走ることに、根本的な問題があると感じられる。平成二三年、本学OBの笠間治雄検事総長（研修七五一号に啓発的な「年頭所感」、CJ八卷四号に講演「検察の虚像と実像」）の下で、発表された「検察の理念」には、反省の色と輝きもあるが、果たして浸透・定着するか。——『法学新報』一二〇巻

一・二号、五・六号、七・八号（緊急性のある本稿を先に執筆するため、中断・未完）。

この袴田事件においても、「取調べの可視化」と——俗な「勝敗」より崇高な「公正」重視からの進展も見られるようになった——「証拠開示」の各有無・程度にも十分に留意した冤罪警戒的な裁判が求められているほか、検察の在り方がやはり深刻に問われているように思われる。すなわち、「強過ぎ、且つ一方的に過ぎる検察」か「公正を志向し、『真実と正義』を重んずる検察」か、の問題である（斎藤・八海一・二号八〇六頁以下（ドイツ事情の一端を含む）参照。なお、NHK・クローズアップ現代「埋もれた証拠―袴田事件当事者たちの告白―」（二〇一四年四月三日公開）中における大先輩・竹村照雄元広島高検検事長らの貴重な発言のほか、椎橋隆幸（編著）『日韓の刑事司法上の重要課題』（二〇一五年）が有益である）。

主要参考文献……あいうえお順。引用は、原則的に、著者の姓（あるいは、略称として、ゴシックにした部分）と頁数により、複数の著作がある場合には、原則として、姓をゴシックにした方の著作を指すものとし、著作によっては、ゴシックにした他の語句も添える（なお、末尾に☆を付した計一〇冊は、ネット上のAmazonに、勉強・執筆準備を兼ねて、「森の読書人」名義でレビューを書いている）。

秋山賢三『裁判官はなぜ誤るのか』二〇〇二年

安倍治夫『最終意見書』（静岡地裁宛、再審請求事件）一九九三年

安倍治夫『再審請求即時抗告申立書』（東京高裁宛）一九九四年

指宿信「死刑再審事件において請求が認められ死刑および拘留が停止された事例」新・判例解説Watch 一五号（二〇一四年）一八一頁

岩瀬博太郎「死体は今日も泣いている 日本の死因はウソだらけ」二〇一四年☆……関連、石原憲治「死因究明の徹底をはかれ」二〇一五年三月二日朝日「私の視点」。

袴田事件——死刑判決（有罪認定）は今や維持し難い！（斎藤）

岩瀬博太郎『法医学者、死者と語る』二〇一〇年

尾形誠規「袴田事件を裁いた男―無罪を確信しながら死刑判決文を書いた元判事の転落と再生の四六年」二〇一四年（ただし、引用は、旧版の、『美談の男―冤罪袴田事件を裁いた元主任裁判官・熊本典道の秘密』二〇一〇年）

小川秀世「証拠のねつ造可能性を認めた画期的判断」刑事弁護七九号（二〇一四年）九二頁

小川秀世「袴田事件 再審請求事件における証拠開示」刑事弁護七四号（二〇一三年）九六頁

小川秀世「袴田事件」再審請求で鍵を握る新証拠の前身」創二〇一二年九・一〇月号一〇六頁

押田茂實「法医学現場の真相―今だから語れる「事件・事故」の裏側」二〇一〇年☆

押田茂實「法医学者が見た再審無罪の真相」二〇一四年☆

木谷明「渡部保夫さんと袴田事件」刑事弁護七九号（二〇一四年）九一頁

木谷明「強すぎる検察（検察官司法）と裁判員制度」（上）（下）刑事弁護七一・七二号（二〇一二年）

木下信男「裁判官の犯罪「冤罪」二〇〇一年

葛野尋之「袴田事件第二次再審請求における静岡地裁開始決定の意義」生田勝義先生古稀祝賀論文集『自由と安全の刑事法学』

二〇一四年六〇二頁

久保正行「警視庁捜査一課長の「人を見抜く」極意」二〇一四年☆

後藤忠政「憚（はばか）りながら」二〇一〇年☆

斎藤準之助・上田誠吉・福地明人・服部正敬・小沢優一『弁論要旨』（東京高裁院）一九七六年

斎藤信治「丸正（強盗殺人）事件有罪認定は正しいか（一）（二）」法学新報九六卷一一・一二号、九七卷三・四号（一九九〇年）

斎藤信治「松川事件・松川裁判とその各状況―今日に生きる教訓―」法学新報二一七卷七・八（二〇一二年）

斎藤信治「一層尊敬される刑事司法への期待―『証拠の適正評価による処罰』と『冤罪回避策の推進』―」研修七六四号

（二〇一二年）

斎藤信治「戦後最大の刑事事件―八海事件―の教訓（一）（二）（三）」法学新報二二〇卷一・二号、五・六号、七・八号

（二〇一三）（二〇一四年）

佐藤友之・真壁冥『冤罪の戦後史―つくられた証拠と自白』一九八二年

瀬木比呂志「袴田事件再審開始決定」g2第一六号(二〇一四年)一二四頁

高杉晋吾「袴田事件・冤罪の構造」死刑囚に再審無罪へのゴングが鳴った」新版二〇一四年(旧版、「地獄のゴングが鳴った」)

無実のプロボクサー袴田巖 一九八一年) ☆

高杉晋吾「日本の冤罪」(法学セミナ―増刊号。一九八三年)一三六頁

高杉晋吾「権力の犯罪——なぜ冤罪事件が起こるのか」一九八五年

高杉晋吾「袴田事件 獄中から届いた二八〇通の手紙」文藝春秋二〇一四年八月号二四〇頁

戸館圭之「袴田事件」刑事弁護八〇号(二〇一四年)一一七頁

西嶋勝彦「司法は正義を取り戻せるか——袴田事件再審開始決定の無視は許されない」世界二〇一四年六月(冤罪特集)号七九頁

西嶋勝彦「試行錯誤の中で証拠も発掘され、有力な助っ人も現れるのです」刑事弁護七六号(二〇一三年)四頁

袴田巖「主よ、いつまでですか」一九九二年(第四刷、二〇一四年) ☆

袴田巖「上告趣意書」一九七七年(昭和五二年三月一四日付。同一六日受付)

袴田巖「上告趣意補充書」一九七七年(昭和五二年四月二六日付。同二一日受付(受付日で特定))

袴田巖「上告趣意補充書」一九七七年(昭和五二年一〇月一七日付。同一九日受付(受付日で特定))

袴田巖「上告趣意補充書」一九七八年(昭和五三年六月五日付。同六日受付(受付日で特定))

袴田事件弁護団(伊藤、角田、浅野、小倉、西嶋、中村、小川秀世、黒柳、白井、田畑、田中、清水、小沢、福地、山岸、杉山の諸氏)

『最終意見書』(静岡地裁宛、再審請求事件)一九九三年

袴田事件弁護団(伊藤、西嶋、秋山、小澤、福地、白井、田中、小川秀世、小倉、黒柳、田畑、岡島、小川央の諸氏)『即時抗告

審・最終意見書』(東京高裁宛、再審請求即時抗告申立事件)二〇〇一年

袴田事件弁護団「はけないズボンで死刑判決」二〇〇三年(第三刷、二〇一〇年)

浜田寿美男「自白が無実を照明する 袴田事件、その自白の心理学的供述分析」二〇〇六年 ☆

浜田寿美男「自白の心理学」二〇〇一年

守屋克彦「袴田事件の再審開始決定」法時二〇一四年六月号一頁

袴田事件——死刑判決(有罪認定)は今や維持し難い!(斎藤)

矢澤昇治(編著)『袴田巖は無実だ』二〇一〇年☆

山平重樹『袴田事件 裁かれるのは我なり——袴田事件主任裁判官三九年目の真実』二〇一四年(ただし、引用は、旧版の、山平重樹『裁かれるのは我なり——袴田事件主任裁判官三九年目の真実』二〇一〇年)

山本徹美『袴田事件——冤罪・強盗殺人事件の深層』新版二〇一四年(初版、一九九三年)☆

山本徹美・PRESIDENT Online スペシャル「なぜ『死刑判決』は四八年たつて覆ったのか」……『私と袴田事件』の一部……
二〇一四年

※ ネット上の関連情報(の一部。時と共に変動があり得る)

asysura2 「袴田事件・焼死体の次女の頭に銃痕。ヤクザ事件だった」

映画「BOX 袴田事件命とは」英語字幕版 (You Tube)

kanakin (金澤忻二)「告発・袴田事件—真犯人が動いた」、「告発2 袴田巖さんは無実です」、「真相解明」のマニユアル—真犯人が動き出した」、「少女の時 とまった」、「写真に写り込んだ真実」、「企業の変遷と役員人事の推移・が語る事件の真相」など多数

「袴田事件：再審開始決定」(写真も豊富な詳報)

「袴田事件 YUMA Wiki」

NAVER まとめ「袴田事件『真犯人は長女』の指摘・推察点」

NHK・クローズアップ現代「埋もれた証拠〜袴田事件当事者たちの告白〜」(元最高検検事、元捜査官、元裁判官、ズボンメーカー役員、木谷明元裁判官ら登場。二〇一四年四月三日公開)

NNNDドキュメント九二「袴田事件の謎を追う」(元捜査官、刃物店主人〔証言撤回〕、科学者、ボクシング関係者、高杉晋吾氏ら登場)

SBSスペシャル「灰色の四八年〜検証・袴田事件〜」

SBSスペシャル「宣告の果て〜確定死刑囚袴田巖の三八年〜」(You Tube)

Wikipedia「袴田事件」

※ 参考サイト・ブログなど（あいうえお順）

裁判官の良心・熊本典道元裁判官のブログ

袴田巖さんを救済する清水・静岡市民の会（味噌漬け衣類変色具合実験を弁護団と共同）

袴田巖さんの再審を求める会

袴田ネット（袴田弁護団）

浜松・袴田巖さんを救う市民の会のブログ

ブログ袴田巖支援報告

無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会（高杉晋吾・安倍治夫ら関与、門間夫妻が代表。最新情報にも詳しい。）

（本学名誉教授）

袴田事件——死刑判決（有罪認定）は今や維持し難い！（斎藤）

五二五